

教科書文庫
4
670
32-1930
2000301938

新制
商業教科書

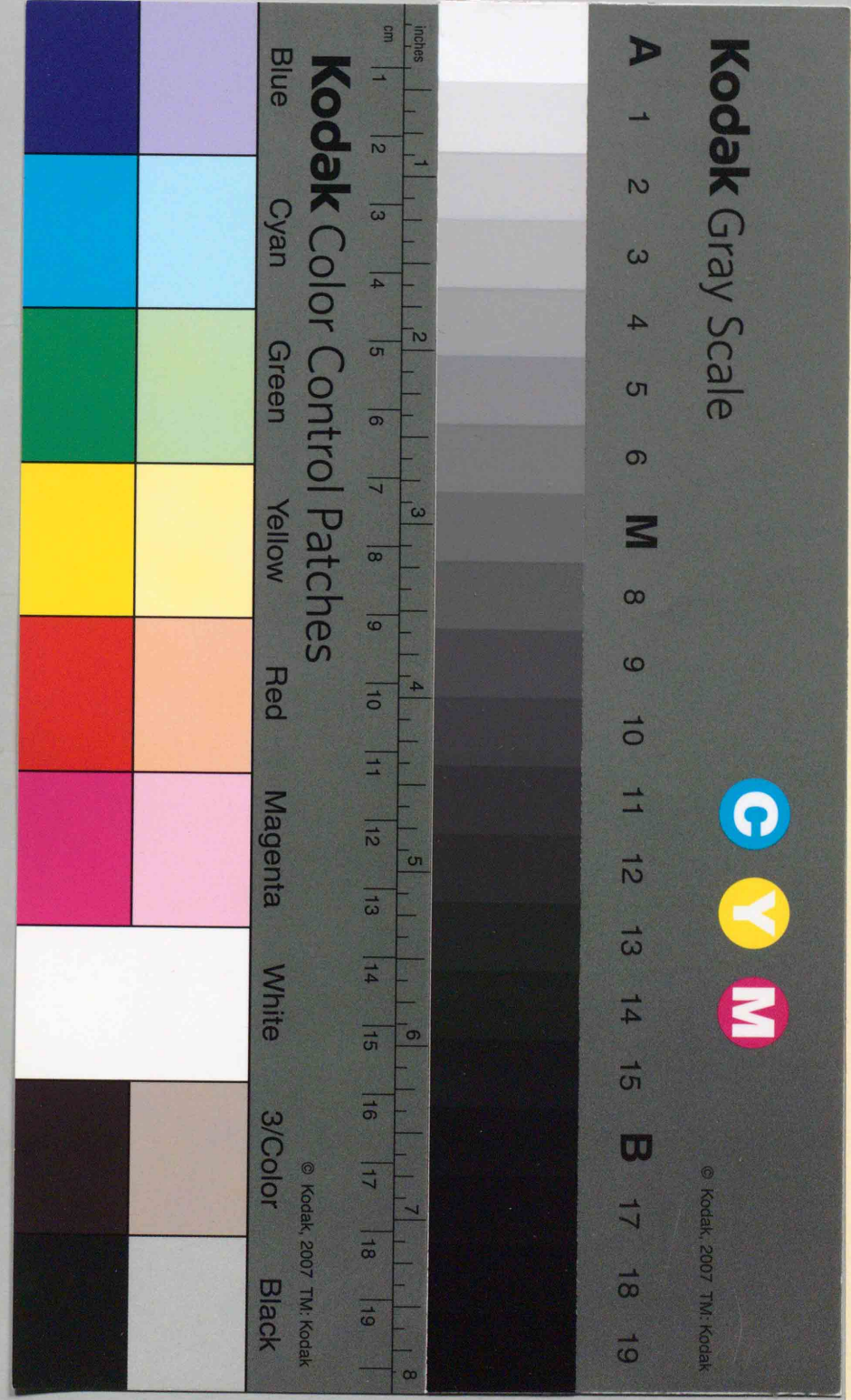
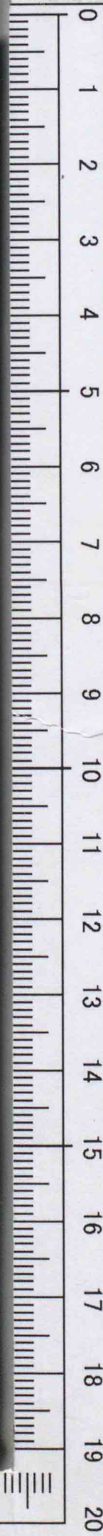
改訂版

下卷

實文館編輯所
編纂



東京
實文館藏版



41108

教科書文庫

4
670
32-1930
200030
1938



資料室
昭和五年十二月三日
文部省檢定濟
高小學校商業科兒童用

教科書文庫
4
670
32-1930
2000301938

375.9
H02

新 刊

商業教科書

改訂版

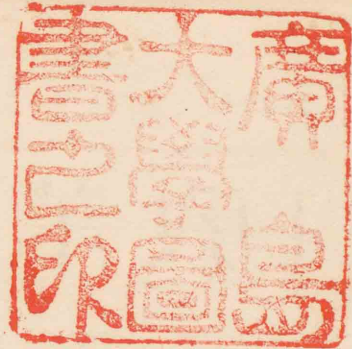
下 卷

實文館編輯所
編纂

広島大学図書
2000301938




東京
實文館藏版



凡 例

- 一、昭和二年春文部省は高等小學校商業科の教授細目を立案して、商業教育の新しく向ふべき方向を我等に指示した。本書は文字通りの忠實さと、嚴密さとを以て、此の立案に準據して、編纂したものであつて、高等小學校は勿論、實業補習學校、商業學校用教科書としても亦採用さるべき要求權を有するものである。
- 二、本書の學習者は、高等小學校教育、實業補習教育を最後として、社會の實生活に入り、以て社會の經濟的活動に直面する人々である。故に彼等の要求し、或は彼等をして要求せしむべきは、理論にあらずして實際である。此點よりして本書の説明は、可及的、理論を避けて實際に、究理を避けて練達に、彼等を導かんことを努め、而も機械的に闇雲的に墮せざらんことを念とした。
- 三、從來の此種教科書が所謂機關業の説明に比較的多くの紙面を

割き一般商業を高所より概観するに、最も便なる賣買業の説明を忽にする傾のあつたのは、實際に迂なるの謗を免れない。本書に於ては、上巻全部を賣買業に充て、先づ上巻一卷を以て商業の一般を知らしめ、下巻に至つて之が補足的説明、機關商業の説明を試みんとした。従つて若し、上巻一卷が最有效に教授し、研究さるゝならば、それにて既に目的の大半は達せらるゝ筈である。是本書の從來教科書と大いに面目を異にするところであり、又同時に新制文部省案の特徴とするところである。

四、若し夫れ内容に關し、上巻に於けるマーケティングの最新學理の應用、下巻に於ける信託業、公益質屋、鐵道特別小口扱保稅工場、商工會議所等の新事項の導入等に致せる著者の努力、形式に關し説くに平明の文章を以てし、年少初學の徒と雖も、苟も文字を解する者には了解し得らるゝようとしたる著者の苦心に就いては本書を通覽さるゝ、教官諸彦の、必らず満足せらるゝ處で

あらう。

尙本書の編述に當つては國松豐深見義一兩氏著「最新商業要項」に負ふ所が少くなかつた。附記して謝意を表する。

昭和三年十月

編者

改訂序

鐵道運賃の改正、取引所清算取引限月の改正等に基く、諸般の事項を訂正し、更に内容一班に互り訂正を加へて時勢の進運に應ずる事とした。

昭和五年九月

編者

新制 商業教科書 (改訂版) 下卷

目次

第一編 銀行業……………一

第一章 銀行の意義及效用……………一

第二章 銀行の種類……………三

第三章 普通銀行……………五

第一節 預金……………六

第二節 貸付及割引……………三

第三節 爲替……………九

第四節 手形交換……………六

第四章 特殊銀行……………九

第二編 信託業……………三

第一章 信託の意義及效用……………三

目次

第二章 信託業及信託業務……………三

第三章 信託契約の手續……………三

第三編 鐵道業……………四〇

第一章 鐵道の意義及種類……………四〇

第二章 鐵道業及鐵道業務……………四三

第三章 鐵道運賃……………四五

第四編 海運業……………五〇

第一章 海運の意義及種類……………五〇

第二章 海運業及海運業務……………五一

第三章 海運運賃……………五三

第五編 保險業……………五四

第一章 保險の意義及效用……………五四

第二章 保險業……………五六

第三章 保險の種類及業務……………五七

第一節 海上保險……………五九

一

第二章	火災保險	六二
第三章	生命保險	六三
第六編	倉庫業及税關	六七
第一章	意義及效用	六七
第二章	倉庫の種類	六八
第三章	倉庫業及倉庫業務	七〇
第四章	税關の意義及組織	七三
第五章	貨物の輸出入手続	七三
第七編	取引所	七五
第一章	取引所の意義	七五
第二章	取引所に於ける取引	七六
第一節	取引の種類	七六
第二節	立會	七六
第三節	證據金	八一
第四節	清算及受渡	八二
第三章	取引所の效用	八三
第八編	補論	八五
第一章	商人の種類	八五
第一節	個人商人	八五
第二節	會社	八六
第三節	組合	八八
第二章	商業の經理	九〇
第三章	商業助成機關	九二

目次終



新制商業教科書 (改訂版) 下巻

第一編 銀行業

第一章 銀行の意義及效用

金融

銀行

金錢の融通に關することを金融といふ。現今金融に従事してあるものには、銀行信託會社、郵便局、金貸業者、質屋、無盡業者、信用組合等澤山あるが、此の中で銀行は一番重要な役目を果してゐるのである。

銀行といふのは自分の信用によつて、世の中の金錢に餘裕のあ

銀行の效用

る人から其の金を預り、之を事業をする爲に資金の要る人に貸すことを業とするものである。即ち銀行はかうした金の融通をするに方り、一方からは利子を安く預り、之を他方へ高く貸し、以て其の間の利鞘を儲けるところの商業を營むものである。

世の中には、金が餘つてゐて、之を何かに使ひ度いと思つてゐる人と、仕事は大いにやり度いが資金が無くて困つてゐる人とがある。此の場合銀行が信用を以て仲立し、其金融を計れば双方とも非常に便利である。金の餘つてゐる人は安心して、之を銀行に預け、資金を必要とする人は所要の額を銀行から借出すことが出来る。のみならず銀行は金を貸すに方つてはよく事業を調査し、有利安全なもののみ貸出すのであるから、其の結果として世の中に堅實な有利な事業のみが増すようになるのである。

此の外尙、銀行は金庫の役目を果しては、一般公衆から金銭の保管・支拂の取扱を頼まれ、安全な金銭の保管場所、有利な金銭の預け

其他の效用

經營・監督上の注意

場所となつては、一般公衆の貯蓄心を勧め、世の中の勤儉貯蓄の美風を養ひ、爲替の事務を取扱つては、送金の便をも圖り、種々の利益を社會に與へるものである。かくて現今凡百の産業で銀行と關係してゐないものは一つとして存在せず、主要な取引で銀行の關係しないものは一つも無く、銀行は金融界の中樞、産業界の心臓といはれる程、重要で且つ効用の大きなものとなつてゐる。

然し同時に、重要さや効用が大であればある程、其の經營・監督には十分の注意が拂はれねばならぬことも忘れてはならない。銀行が信用を濫用し、貸出を放漫にするようなことは決してあつてはならぬ。貴重な他人の金を預つて之を運用するのが銀行の業務であるから、其の經營は細心に、最も注意深く行はれねばならぬものである。

第二章 銀行の種類

銀行の分化

世の中が進歩し、複雑となるに伴って産業界の各方面や、社會諸階級の各方面が銀行に對して要求するところも亦決して一様ではなくなるものである。銀行は之等各方面の要求を充たすために、一銀行内に各種の部門を拵へて、之に應ずるよう心掛けるものであるが、漸次各部門の事務が膨脹するに伴つては、一部門だけの事務で裕に一銀行の仕事を構成する様にもなつて來る。そしてかうした結果は、各部門の一銀行としての獨立となり、銀行の多種類ともなるものである。

相手方の事業による種別

銀行を金融の相手たる事業から分れば、商業銀行、農業銀行、工業銀行等となる。商業銀行は一般公衆から預つた金を主として商業のために融通するものであり、商人は之によつて其の經營資金を得るのである。農業銀行は長期の預金や、債券を發行して得た金等を以て、農業のために融通するものであり、農業家は之によつて土地開墾、耕地整理、肥料の購入等を行ふ。又工業銀行は比較的

法制上の種別

長期の預金や、債券發行によつて得た金等を工業に融通するもので、工業家は之によつて原料の購入、工場の設備等を行ふものである。銀行をまた法制上の立場から分ければ、普通銀行と特殊銀行となる。普通銀行は一般的な銀行法によつて律せられ、普通一般の銀行業務を行ふものである。特殊銀行は夫々特殊の銀行條例によつて律せられ、種々の特權保護並に制限を加へられるもので、各特殊の金融上の役目を持つてゐるものである。

第三章 普通銀行

普通銀行は前に述べた様に、一般的な銀行法によつて律せられる銀行であつて、商業地にあつて、商業上の金融を掌る商業銀行の如きは之が代表的のものである。

商業銀行の特徴は、其の取扱ふ資金が商業上の經營資金である

普通銀行

商業銀行の特徴

業務	預金	種類
<p>が故に、預る期間も貸出す期間も非常に短かく、その循環が迅速で範囲も廣いことに存する。従つて商業銀行經營に方つては、預つた資金を固定する様な貸出方法や、貸出に際して徴する擔保を不動産で定める様なことは、斷じて之を避けるようにしなければならぬ。</p> <p>商業銀行の業務としては預金貸付割引爲替等が主たるものである。以下節を分けて之を述べ、次いで手形交換の説明をしよう。</p>	<p>第一節 預金</p>	<p>預金といふのは、銀行が己れの信用によつて外部から預るところの資金をいふ。銀行の經濟的活動の源となるもので、此の預金を吸収することは銀行業務の第一階段である。</p> <p>預金の種類には當座預金・特別當座預金・通知預金・定期預金・預金手形預金・別段預金の六種がある。</p>

當座預金	當座預金手續
<p>當座預金は銀行が預け主の要求次第、何時でも其の全部又は一部を支拂ふ約束で預る資金である。預け主は之によつて、毎日の受入金や、銀行からの借出を其の儘預入れ、計算出納の勞を銀行に執つて貰ひ、兼ねて又銀行の顧客となつて當座借越手形割引手形の取立等を頼むことも出來甚だ大きな便利を受ける。我等が銀行に當座預金を初めてしようと思つたならば、先づ從來其銀行と當座預金取引をしてゐる商人の紹介狀を貰ひ、之に自分の店の資産負債表等自分の信用を裏書するものを添へて銀行に提出し、銀行の承諾を乞はねばならぬ。銀行が調査の結果承諾すれば、初めて當座預金取引契約書と當座預金申込書とを</p>	<p>三錢 當座取引申込書 印紙</p> <p>貴行當座預金規定及小切手使用法トモ承諾 ノ上取引相開度候ニ付此段申込候也</p> <p>東京市本郷區西片町五五番地 昭和 年五月拾日 角田長光 印 株式 昭和銀行御中</p>

参 収 入 紙 ⑩
今般貴行卜當座勘定相開キ候ニ就テハ左記ノ規則ニ基キ取引ノ儀
承諾候也
昭和 年五月十日
住所 東京市本郷區西片町五五五
職業 輸入商
角田 長 光 ⑩

會社式 昭和銀行御中

規定

- 一、當座勘定ノ取引ニハ此ノ規定ノ外小切手帳及ヒ入金票綴込帳ニ記載セル各條項ヲ遵守セラルヘシ
 - 二、當座勘定ニハ手形、利札、郵便爲替券其ノ他直ニ現金トナシ得ヘキ證券ヲ以テ拂込コトヲ得
 - 三、前項ノ振込金額ハ證券ノ取立テ了リタル上ニアラザレバ引出ニ應セザルヘシ、其ノ證券力不渡トナリタルトキハ權利保全其ノ他ノ手續ヲ履クニ其ノ儘振込人ニ返戻シ其ノ金額ニ對スル受入ヲ取消スヘシ
 - 四、諸證券受取書等ノ取立テ依頼セラレタルトキハ其ノ取立金ヲ當座勘定ニ振込シ其ノ旨ヲ通知スヘシ
 - 五、當座勘定ノ引出ニハ當銀行所定ノ小切手ヲ使用セラレシ
 - 六、當銀行ヲ支拂場所又ハ支拂擔當者トシタル約束手形又ハ引受テル爲替手形ハ當銀行ニ其ノ支拂方ヲ委託セラレタルモノト認メ満期日以後之ヲ呈示スルモノアリトキハ當座勘定ヨリ支拂フヘシ
 - 七、小切手ノ支拂保證チナシタルトキハ當銀行ニ於テ全然支拂ノ義務ヲ負擔スヘキニ付其ノ金額ヲ當座勘定ヨリ引去ルヘシ
 - 八、手形ニハ必ズ記名捺印セララルヘシ
 - 九、手形ニ用フル印章ハ當銀行ニ差出サレタル印鑑ト同シキモノニ限ル
 - 十、手形ノ印章ニシテ印鑑ト相違ナキ以上ハ印章ノ盗用其ノ他何ナル事故アリトモ當銀行ハ其ノ損害ヲ負擔セザルヘシ代理人ノ捺印ナル手形ニ就テモ亦同シ
 - 十一、當座勘定ノ利息計算法及ヒ預リ利率ハ別ニ之ヲ定メ其ノ變更ノ場合ハ當銀行ヨリ通知スヘシ但預リ利息ハ計算ニ於テハ金百圓ヲ以テ單位トス
 - 十二、當座勘定ハ毎年六月十二月ノ兩度元利金決算ノ上其ノ登高ヲ報告シ承認ヲ求ムヘシ
 - 十三、當座勘定計算帳ハ毎月一回以上便宜當銀行ニ差出シ記入ヲ求メラルヘシ計算帳ノ記入ニ同意アリト認メラレタルトキハ直ニ當銀行ハ照會セラルヘシ
 - 十四、當座勘定計算帳紛失又ハ水火盜難等ニ罹リタルトキハ速カニ當銀行ニ通知セララルヘシ
 - 十五、當座勘定解除ノ場合ハ當座勘定計算帳小切手帳及ヒ入金票綴込帳ヲ當銀行ニ返附セラルヘシ
 - 十六、當座勘定ノ貸越ハ別段ノ約定ニ依ル
- 此ノ規定ハ別段ノ約定ニ抵触セザル限リ貸越ニ準用スヘシ

會社式 昭和銀行

出し預金すべき現金又は小切手を其の内譯を記した當座預金入金票と共に持参すべきである。銀行は之に對して當座預金通帳を作成し小切手帳と共に交付して呉れるから引換に此の受領書と他に小切手に使ふ印鑑と入金票を作つて筆跡を提出すべきである。以後は預金の時には入金票を記し之と共に出し引出の時には小切手帳の小切手にその金額を記し

會社式 昭和銀行 當座勘定入金票

金 五 千 圓 也

角 田 長 光 殿

昭和 年 五 月 十 日

昭和 年 五 月 十 日

¥ 5,000—

入 金 票		昭和 年 五 月 十 日	
當 座 勘 定			
姓 名	角田長光	金 額	5,000—
		通 貨	4,000—
摘 要	他店手形1枚	他 手	1,000—
		振 替	

自分又は他人が之を持
参すれば良い。預金者
は通帳を時々銀行に提
出して、その記入を求む
べきである。

特別當座預金
特別當座預金は預入
引出共に通帳を使用す
る預金で、一口の出入れ
は十圓以上とする。通
知預金は引出前數日に
於て豫め通知をしてか
ら引出す約束のもとに
する預金である。定期
預金は六箇月又は一箇

當座小切手用法

(此用法ハ小切手帳ノ巻頭ニ印刷シテアルモノナリ)

- 一、此小切手ヲ以テ當座預金ヲ引出スニハ小切手面ニ其金額並ニ年月日及受取人ノ氏名等ヲ記入シ預金主自ラ之ニ署名捺印スヘシ
- 二、但預金主ハ組合ナル時ハ代表者之ニ署名捺印スル外ニ其會社又ハ組合ノ印章ヲモ押スヘシ
- 三、小切手ニ日付ヲ記載スヘカラス又振出シタル日ト相違ノ日付ヲ記載スヘカラス
- 四、小切手ニ金額ヲ記シタル時ハ朱線ニシテ消シ之ニ蓋印シ傍ニ正字ヲ記スヘシ若シ此式ニ據ラズシテ文字ヲ描改シ又ハ書入レテ爲シタル小切手ハ銀行ニ於テ支拂チ爲サザルコトアルヘシ
- 五、此小切手ヲ用ヒシタル時ハ末尾ノ請取書ヲ以テ當銀行ヘ請求セラルヘシ
- 六、此小切手ハ當座預金ヲ引出スヘキ用紙ナレハ預金主ハ大切ニ藏メ置クヘシ又火災盜難ニテ紛失シタル時ハ直ニ其旨ヲ當銀行ヘ届出ヘシ
- 七、預金主ニ於テ此用法心得ニ違背シタル爲メニ生スル處ノ損害ハ當銀行ニ於テハ一切其責ニ任セス
- 八、小切手使用法ハ商法第四編第四章ノ規定ヲ参照セラルヘシ
- 九、右御承諾ノ上御取扱可被成候也

株式 昭和銀行

第五十五號

通知預金證書

一金參千圓也

¥ 3,000.00

但利息ハ本行ニテ定ムル
割合ニヨリ仕拂可申候

右正ニ預リ置候御引出ノ節ハ五日以
前ニ其旨御通知ノ上此證書引換ニ御
渡可申候也

昭和 年六月二十日

株式 昭和銀行

印紙 錢

支配人 富永次郎

加藤清藏殿

注意

- 一、此預リ金ハ本人又ハ本人ノ委任狀ヲ有スル代人ニ非サレハ受取ルコトヲ得ス
- 一、此預リ證書萬一紛失又ハ水火盜難等ニ罹ルトキハ預金主ハ其事由ヲ詳記シテ直チニ當行ニ届ケ出且新聞紙ニ廣告スヘシ右廣告後六十日ヲ經テ尙發見セサルトキハ當銀行ハ保證人二名以上ノ連印アル書面ヲ受取リ元利金ヲ支拂フヘシ
- 一、預金主ハ豫メ其印鑑ヲ差出シ置キ元利金受取ノ際左ノ餘白ヘ記名捺印スヘシ

昭和 年十月十五日

加藤清藏

第五十五號

參錢
印紙

定期預金證書

一金壹萬五千圓也

但利息年六分ノ割

¥ 15,000⁰⁰/₁₀₀

右金額昭和 年十月十五日迄六ヶ月間預リ

候處實正也期日ニ至リ此證書引換ニ元利金相

渡可申候定期預金證書仍テ如件

昭和 年四月十五日

株式 昭 和 銀行

取締役

海 野 三 郎

高 垣 昇 殿

一此預リ金ハ本人又ハ本人ノ委任狀ヲ有スル
代人ニ非レバ之ヲ受取ルコトヲ得ズ

一此預リ金ハ期限内ニ引出スコトヲ得ズ又期
限滿テ後之ヲ引出サルモ期限後ノ利息ハ
支拂ハザルベシ

一此預リ證書萬一紛失又ハ水火盜難等ニ罹ル
トキハ預ケ主ハ其事由ヲ詳記シテ當銀行ヘ

届出ベシ滿期後六十日ヲ經テ尙ホ發見セザ
ルトキハ當銀行ハ保證人二名以上ノ連印ア

ル書面ヲ受取リ元利金ヲ支拂フベシ

一預ケ主ハ豫テ其印鑑ヲ差出シ置キ滿期ニ至
リ左ノ餘白ハ記名謂印シテ元利金ヲ受取ル

ベシ

表記ノ金額並ニ利息正ニ請取候也

昭和 年十月十五日

高 垣 昇

高垣昇殿
昭和二十一年十月十五日
支取人高垣昇

會社 昭和銀行

取締役

海野 三郎 印

高垣 昇殿

へ

表記ノ金額並ニ利息正ニ請取候也

昭和 年十月十五日

高垣 昇 印

第五五號

印紙

印

預金手形

¥ 5,000 ⁰⁰/₁₀₀

(新制商業十二一三)

一金五千圓也

右金額正ニ預リ候ニ付何時ニテモ

鈴木清吉殿又ハ此手形持參人へ

相渡可申候也

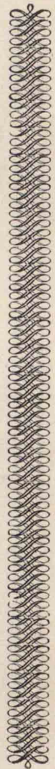
昭和 年

株式會社 昭和銀行

六月二十日

支配人 富永次郎 印

鈴木清吉殿



第 55 號

5 0 0 0 0 0

預ケ人

鈴木清吉

昭和 年六月二十日

銀行預金

銀行預金

銀行預金

銀行預金

銀行預金

銀行預金

銀行預金

預金手形預金

別段預金

利子

我が國の預金状態

年等と預入期間を定め、其の間は引出さない約束とする預金である。預金手形預金は預りの證として預金手形を發行するもので、預金者は自由に之を讓渡することが出来る。

別段預金は行員の身元保證金、得意先より取立を依頼せられたる手形取立金、受託有價證券の賣却代金等の特別の金錢を預るものである。

利子は此の中で定期預金が一番その率高く、通知預金、特別當座預金等は之に次ぎ、當座預金は無利子か又は、有利子にしても非常に安い。別段預金や預金手形預金は無利子が普通である。

現今我國の預金状態は、定期預金約四割、當座預金、特別當座預金各約二割、通知預金約一割の割合を示してゐる。銀行としては定期預金を最も歓迎する。

第二節 貸付及割引

預金と貸出の必要

銀行は一方から預金を受け、他方に之を貸出して、其の利鞘を儲けるのを商賣としてゐるものであることは既に述べた。銀行は努力して集めた預金を、更に一層の努力と注意とを以て、他方に貸出さねばならぬ。そして初めて銀行の仕事が首尾あるものとなる。預金と貸出は車の兩輪の様なものである。兩々相俟つて初めて、其の仕事に成果がある。

貸出の種類
貸付

銀行の貸出を大きく分けて、貸付と割引とする。貸付は銀行が隨時に又は期限に至つて、返済を受ける約束で資金を商人に貸付けることをいふ。借用證書によつて貸す場合と、手形によつて割引の形式を履んで貸す場合との二つがあり、前者を證書貸付、後者を手形貸付といふ。手形貸付は他の事情がすべて同じである場合、割引といふ形式で利子を先にとり、且つ取立手續を簡單にすることが出来るため、利子を期限になつて初めて取り、且つ取立手續の面倒な證書貸付よりも、銀行に喜ばれる傾向がある。

株式 昭和銀行 御中

第五五五號 印紙 收入

借入金證書

一金壹千圓也

但利息、百圓ニ付日歩、金貳錢五厘也、割合ヲ以テ支拂可
申事

擔保品、大日本帝國政府五分利公債 壹百圓券拾五枚

右金額借用致候處實正也昭和 年九月二十五日限リ
元利返金可致候期限ニ至リ返済相滞候ハ、前書ノ擔保
品適宜御賣却ノ上其代金ヲ以テ元利御引去可被成候若
不足候ハ、追償可致候又期限中擔保品價格低落ノ節ハ、
御望ニ應ジ入金又ハ増擔保品差入可申候若シ之ニ應セ
サルカ又ハ此擔保品ニ變災故障等相生シ候節ハ、期限ニ
拘ハラス返済可致候右ノ契約ハ、保證人借主ト連帶シテ
履行可致候後日借用金證書仍テ如件

昭和 年六月二十五日

住所 東京市神田區小川町三ノ三

借主 井浦 涉

住所 東京府下野桃園五五番地

保證人 高垣 昇

割引

割引といふのは、前から市場にある手形につき、其の期限前のものを割引して銀行が金融をすることをいふ。手形を割引するといふのは、其の手形につき額面だけ融通せずに、割引日から、期限までの日数の利子だけを其の額面の中から、差引いて、残りだけ融通することをいふ。此の場合、差引く利子のことを特に割引料といひ、額面から手数料を差引いた残額を手取金といふ。銀行は割引の日に割引依頼者に手取金だけを渡しておき、期日になつて額面全部を受取ることによつて、其の差割引料だけを儲けるのである。又割引依頼者も、期日になれば額面だけ得られるのであるが、金が入用となつてそれまで待てぬといふ場合、この割引の方法によつて、少額の割引料で金融を受け、事業上大いに便を受けるものである。

手形貸付と割引との差

手形貸付の場合の割引は貸付の場合、新たに借用證文の代りに手形を作つてこれを割引するのであるが、割引の場合の割引は今

手形割引依頼書

要 摘	合計金壹千圓也	爲替振出人又ハ約東名宛人住所姓名 東京市日本橋區本 町三丁目一四番地 大林 正樹	同職業	爲替支拂人又ハ約東振出人住所姓名 東京市神田區小川 町一 内山 寛藏	同職業	種類手形	15/6	日付形	20	日割引	15/7	期支拂	手形面金額 1000.00
			商	商	爲手								

昭和 年六月二十六日
 株式会社 昭和銀行御中
 依頼人 山田 太郎

参 銭
印 紙

擔保品差入證書

一 大日本 政府 五分利公債證書 額面金壹千五百圓也

右は昭和 年六月十五日六林正樹より振出したる爲替手形
金壹千圓也支拂の擔保として差入候事實正也期日に至り支拂相滞
候節は前書の擔保品適宜御賣却の上其代金を以て手形金額及其他
の損害金御引去可被成若不足候はゞ追償可致候又期限中擔保品に
變災故障相生じ候か若くは價格低落候節は御望に應じ直に代擔保
品若くは増擔保差入可申候爲後日擔保品差入證書仍而如件

昭和 年六月二十六日

山 田 太 郎 印

株式會社 昭和銀行御中

貸出の注意

擔保

保證人

爲替

までに既に市場に流通してゐた期限前の手形を割引すること
あり、大いに趣が異つてゐる。

貸出に方つては、其の貸付と割引とを問はず、銀行は相當の擔保
を徴し、萬一返済されない場合の用意をすることが多い。擔保に
使ふ物には有價證券、不動産等があるが、商業銀行としては、不
動産の擔保は避ける方がよい。

擔保の他に尙保證人の確實な者を選んで立てる事も少くない。

第三節 爲替

銀行は設備、本支店の關係、他店との取引關係等を利用して、得意
先の爲に、隔地間の貸借決済に就いて爲替業務をも營む。爲替と
いふのは、隔地間の貸借を手形の利用によつて、決済する仕組であ
り、送金者の方から取組む送金爲替と、受金者の方から取組む逆爲
替との二大別がある。

通常爲替取組申込書

一金壹千圓也

附日	人取受		人頼依		額金
	名姓	所住	名姓	所住	
昭和 年九月十日	高橋善一	名古屋市東區車道町六ノ二	堀池徹	東京府下下落合三六五番地	

株式會社昭和銀行

電信爲替取組申込書

一金壹千圓也

附日	人取受		人頼依		額金
	名姓	所住	名姓	所住	
昭和 年九月十日	高橋善一	名古屋市東區車道町六ノ二	堀池徹	東京府下下落合三六五番地	

右電信送金依頼致候ニ付テハ支拂地銀行ノ望ニ依リ受取人ハ相當ノ保證人相立可申若シ之ニ應セサル時ハ本文ノ金額御渡不相成候トモ異議無之候事

株式會社昭和銀行

昭和 年九月十日	號 555	第 555	金 額	爲換料 100000	依頼人 東京府下下落合三六五	堀池徹
			額 00	30	受取人 名古屋市東區車道六ノ二	高橋善一

昭和銀行

名古屋支店御中

昭和年九月十日 支配人 富永次郎

昭和銀行

可被成候也

右金額高橋善一殿又、此手形持參人、御拂渡

一金壹千圓也

No. 555

印三錢紙

爲換手形

Yen. 1,000,000

送金爲替

逆爲替

送金爲替については既に上巻の代金支拂の節に於ても述べたが、此の中に更に通常爲替と電信爲替との二種類がある。送金者は通常爲替取組申込書と送金額と手数料とを銀行に出せば、通常爲替の送金を依頼することが出来、電信爲替申込書と送金額と手数料とを出せば、電信爲替の送金を依頼することが出来る。銀行は通常爲替の場合には申込者に爲替證書を渡し、申込者が之を受金者に送り、先方で受金者から呈示のあり次第、先方銀行で支拂ふ様にと取計らふ。又電信爲替の場合には、申込者には受取證を渡し、ておき、先方銀行へ爲替取組を電信し、受金者に支拂はせるよう取計らふ。受金者は銀行からの通知により出頭受金すれば良い。

逆爲替といふのは銀行爲替獨得のものであつて、郵便爲替には無い。之は受金者が通常、名宛人を先方支拂者、受取人を銀行、振出人を自己とした爲替手形を作成し、之を銀行に持参し、割引して貰ひ、手取金を得るもので、銀行は之を支拂人所在地の銀行に送付し、

印紙 爲替手形副證書

一 タイガー石油四百五拾箱 但海上保険付
此原價金貳千四百七拾五圓也

右ハ昭和 年十二月十五日附拙者ヨリ高連商店へ宛振出タル第五十五號爲替手形支拂ノ擔保トシテ前記ノ貨物差入候ニ付右
手形裏書讓渡ノ時ハ右貨物并ニ仕切書ヲ裏書讓受人へ又ハ期日ニ至リ爲替金支拂濟ノ上ハ支拂人へ御渡可被下候尙手形ニ關シ
左ノ件々約定致候

一 擔保品ノ運賃倉敷料諸掛手数料等其運送保管ニ關スル總テノ費用ハ擔保差入人ニ於テ負擔可致候

一 右手形支拂人其引受又ハ支拂ヲ拒ミタル時又ハ期日前ト雖支拂停止若クハ破産等ノ御懸念アル場合ハ貴行又ハ裏書讓受人
ハ前記ノ擔保品ヲ適宜ニ賣却シ其代金ヲ以テ爲替金及延滞利息其他一切ノ費用御引去リ可被成候若シ不足相立候節ハ速ニ
辨償可致又殘金有之候ハ、擔保差入人へ御返戻可被下候

一 前項ニ定メタル擔保賣却ノ實行スルニ當リ其値段時機及方法等ハ貴行又ハ裏書讓受人ニ一任スルヲ以テ之レニ關シテ豫メ
候然ル時ハ送戻諸費用モ亦擔保差入人ニ於テ負擔可致候

一 擔保差入人ニ通知シ又ハ其承諾ヲ求ムルコトヲ要セス候若シ賣却ノ都合ニ依リ擔保品ヲ元積出地へ御送戻相成候トモ不苦
難其他ノ原因ヨリ紛失消滅損傷候共右手形ヨリ生スル義務ハ擔保差入人及ヒ保證人ニ於テ悉皆履行可致候又市價低落致シ
擔保ノ不足ヲ生シタルトキハ貴行又ハ裏書讓受人ノ御請求次第入金若クハ増擔保可差入候

一 右手形ニ關スル擔保未着又ハ期日ニ至リ支拂ノ猶豫ヲ貴行又ハ裏書讓受人ニ顯出候節ハ御承諾被成候共不苦候其場合ニ於
テハ延滞日歩百圓ニ付一日金參錢ノ割ヲ以テ御取立可被成候若シ支拂人ニ故障アルトキハ擔保差入人ニ於テ直ニ辨償シ此
猶豫ヲ理由トシテ擔保差入人ノ負擔スル償還義務又ハ其他ノ義務ヲ履行スル上ニ聊モ故障申立同敷候

一 右手形ヲ引受若クハ支拂ヲ拒ミ候共擔保差入人ニ對シ償還請求權ヲ全スル爲メニハ拒絕證書作成ヲ要セス候

右約定ハ保證人ト擔保差入人ト連帶シテ履行可致候爲替手形副證書仍テ如件

昭和 年十二月十六日
會社 昭 和 銀 行 大 阪 支 店 御 中
擔保差入人 天 堀 野 幸 太 郎
保證人 天 堀 野 長 彦

荷爲替

支拂人から取立を行はせる仕組のものである。割引については通常銀行は擔保を徴することを前節で述べたが、此の逆爲替も割引の一種である以上擔保を徴するが普通である。逆爲替の擔保としては、其の取組依頼者が多く商品を賣つた方の商人である關係から、此の販賣商品を充てる事が多い。即ち商人は販賣商品を鐵道又は船會社に託送するに方つて得るところの、鐵道貨物引換證又は船荷證券なる貨物代表證券を以て、逆爲替取組の擔保に充てるのである。銀行は之によつて安心して逆爲替を取組み、先方の支拂人が支拂ふのを待つて、この貨物代表證券を手渡すのである。支拂人も購入商品を早く手に入れ度いと思ふから、爲替手形の支拂にも注意するわけである。かくの如く荷物を擔保とした逆爲替を特に荷爲替といふ。

商業信用狀

荷爲替を取組むに方つて、依頼者から支拂人の支拂信用を保證した書類を、銀行に提出すれば尙更都合が良い。此の爲に、支拂人

第五五五號

商業信用狀

依頼人印	同上	堀幸太郎
鑑印	筆跡	

- 一 限度金額 五 千 圓
- 一 取組期限 昭和 年六月一日ヨリ昭和 年十二月三十一日迄
- 一 仕拂期限 手形日付ヨリ七日以内
- 一 仕拂人 高 垣 昇

右ノ範圍ニテ堀幸太郎ヨリ此信用狀呈示ノ上手形ノ割引又ハ荷爲替取組ノ請求有之候節ハ印鑑及筆跡御照査ノ上可成低歩ヲ以テ無御懸念御取扱可被下候也
但シ御取扱年月日及金額ハ裏面相當ノ欄内ニ必ス御記入可被下候

昭和 年六月一日 株式会社 昭 和 銀 行
支 配 人 角 田 清 作

株式会社 昭和銀行 大阪支店 御中

即ち商品を購入する方の商人は、豫めその地の銀行に依頼して己れの支拂信用を保證する書類を作成して貰ひ、之を賣手即ち荷爲替取組の方へ送付して置くことが多い。之を商業信用状といふ。荷爲替取組にはこの貨物代表證券信用状の外に尙積荷保險證券仕切書荷爲替手形副證書等を爲替手形に添付すべきであることは既に上巻に於て述べた。

第四節 手形交換

銀行に當座預金を持つてゐる商人は、支拂に方つて一々小切手を作成して、之を自分で銀行に持参し、預金を引出し以て現金を相手方に渡すのではない。只小切手を作成して之を相手方に渡すだけである。相手方は之を銀行に持参して現金にしたり、或は更に自分の支拂のため他人にこの小切手を其儘渡したりする。然るに取引が複雑頻繁になつて、此の小切手を方々の取引先か

小切手の利
用

手形交換

ら受取る様になると、之を現金に代へるためには、幾つもの銀行に一々出掛けねばならなくなる。他の支拂に其儘使ふとしても金額などの都合上思はしくない事が多くなる。乃で小切手を受入れた商人は、之を己れの當座預金取引をしてゐる銀行に持参し、その儘現金として預金として貰ひ、後で銀行の手で他の銀行からの取立てをして貰ふ様になつた。然し商人が面倒なことは銀行でも同様である。まして多くの商人から、多くの小切手を預金として持込まれては、其取立を一々することは、更に幾百倍もの面倒となる。此の面倒はどの銀行も感ずるところであり、其結果として、各銀行は相談して、お互に取立てる小切手を一定の時に、一定の場所に持ち寄り、組織的に、簡単に、便利に交換をし合ふ様になつた。小切手のみではない。割引した手形、取立依頼を受けた手形等で支拂場所の銀行となつてゐるのは、皆期限になつて小切手同様持寄つて交換をする。かくの如く、銀行がお互に取立て合ふ切手、手

形を一定場所に會し、一定時に交換し合ふことを手形交換といふ。手形交換の場所は手形交換所といはれ、相集る銀行は東京では之を社員銀行といはれる。

横線小切手

小切手に横線小切手といつて、小切手面に二條の横線を引き、其の間に「銀行」又は「何々銀行」と書いたものがあるが、之は個人が名宛銀行に請求しても支拂を受けることは出來ず、必らず銀行、又は何か銀行を通して請求しなければならぬものである。横線小切手は全部手形交換所へ持ち出される。横線小切手は不正な人は支拂ひを受けることが出來ず、銀行と當座取引を開いてゐる充分信用のある人のみ、支拂を受ける事が出來、盜難を防ぐ目的等には便利である。即ちかうしておけば、たとへ支拂はれたとしても、直接の請求人は銀行であり、銀行は自己の顧客の爲に請求したのであり、不正の行爲が顧客にあつたとしても、すぐ判明するわけである。普通の小切手を受取つた人は、これを自由に横線小切手とし

手は全部手形交換所へ持ち出される。横線小切手は不正な人
支拂ひを受けることが出来ず、銀行と當座取引を開いてある充分
信用のある人のみ、支拂を受ける事が出来、盗難を防ぐ目的等には
便利である。即ちかうしておけば、たとへ支拂はれたとしても、直
接の請求人は銀行であり、銀行は自己の顧客の爲に請求したので
あり、不正の行爲が顧客にあつたとしても、すぐ判明するわけであ
る。普通の小切手を受取つた人は、これを自由に横線小切手とし

(新橋商業下二八—二九)

小切手

渡先

加藤清藏殿

No. 305500

一金壹萬圓也

右金額此切手持參人へ御
拂渡可被成候也

昭和 年九月十五日

銀 山田太郎 印

株式會社 昭和銀行

京橋支店御中

No. 305500	
先渡	額金
加藤清藏	一金壹萬圓也
昭和 年九月十五日	殘金

て差支へない。

第四章 特殊銀行

特殊銀行

特殊銀行とは、經濟上政治上の特殊の任務を果たす爲に、特別の法律を以て設立せられ、種々の特權保護並に監督を加へられる銀行をいふ。大別して中央銀行・特權銀行・貯蓄銀行の三とする。

中央銀行

中央銀行は其の國の金融市場の中心となるものであつて、此の目的を達するためには、銀行券の發行といふ特權も與へられており、國庫金の取扱をしたり、各銀行の中心となつて、之等各銀行からの預金を引受けたり、之等各銀行に貸付をしたり、其他種々の重要な仕事をするものである。日本の中央銀行は日本銀行である。

日本銀行

日本銀行の兌換券發行方法は屈伸制限法といはれるものである。即ち金銀貨及地金銀を引換準備として兌換券を發行することを原則とし、金銀貨及地金銀を日本銀行が所有してゐる限りは

日本銀行兌換券發行制度

特權銀行

それだけは無限に兌換券を發行して良いこと、し、尙金融市場の必要に應じては政府發行の公債證書大藏省證券其他確實な證券又は商業手形を保證準備として一億二千萬圓まで發行することが出來、更に市場の必要に應じては、之等の有價證券を保證として、年五分を下らない發行税を納め、大藏大臣の許可の下に、制限外發行も認められるといふ、屈伸的な制限發行法が用ひられてゐる。

特權銀行といふのは特殊の任務を果たすために、特權の著しいものが附與されてゐる銀行である。横濱正金銀行、日本勸業銀行、府縣農工銀行、北海道拓殖銀行、臺灣銀行、朝鮮銀行が此の例である。

紙幣及銀行券流通高(單位千圓)

各年末	小額紙幣	日本銀行兌換券	朝鮮銀行券	臺灣銀行券	合計
昭和元年	一、四、四三	一、五、四一	六、六四〇	一、七、五、七四	
二年	一、三、一八	一、六、四〇	六、六三	一、八、三、九一	
三年	二、四、六	一、六、五、八九六	一、三、四、四	一、八、六、四〇	
四年	二、〇、五	一、五、一、四〇〇	二、八、七、〇	一、七、一、四、三八	
五年 (六月末)	二、八、〇	一、七、一、五、八	三、四、七	一、四、九、七、三六	

貯蓄銀行

横濱正金銀行は貿易金融の役目を果たすため、毎年二歩の低利で日本銀行から二千萬圓以内の金融を受けることが出來、日本勸業銀行は農工金融のため、拂込資本金の十五倍迄、割増金附債券を發行することが出來、日本興業銀行、府縣農工銀行は農工金融のため、北海道拓殖銀行は拓殖金融のため、各拂込資本金の十倍まで債券を發行することが出來る。臺灣銀行、朝鮮銀行の二者は殖民地金融のため、正貨準備による外前者は二千萬圓迄の保證準備、後者は五千萬圓迄の保證準備にて銀行券の發行權が認められてゐる。

貯蓄銀行は人々の貯蓄を預り、その運用を確實にし、貯蓄心を刺戟し、引いては、人々の生活の安定を得させることを目的とする銀行であるから、之に對しては、資本金五十萬圓以上の株式會社でなければ營業を許さぬとか、預金の三分の一以上は支拂準備金として供託しなければならぬとか、種々の監督制限が設けられてゐる。其他尙特殊金融機關としては、質屋無盡賴母子信用組合、産業組

質屋

合中央金庫信託會社等がある。此の中質屋は一般民衆の爲に、其の動産を質にとつて金融を計るものであり、金融を受けた者は一定期限になつて借用金銀及利息を返済して、先に質に入れておいた動産を受取る仕組のものである。市町村又は公益法人が質屋を営む場合には特に之を公益質屋といふ。これは一定額以下の金額を低利にて貸付し、専ら銀行等を利用する事の出来難い下層階級の金融の便を計るものである。

第二編 信託業

第一章 信託の意義及效用

信託

金錢物其の他財産權ならば何でも差支無い、之を他人の手に移し、適當に管理又は處分させて、其の利益を自分又は自分の指定す

信託の效用

る者に受けさせる仕組を信託といふ。

世の中が進んで、社會上經濟上法律上の事柄が益々複雑になつて來ると、自分の持つてゐる財産を管理したり、處分したり、或は運用したり、利殖したりするに、手續が甚だ面倒になるものである。

婦人、幼年者は勿論であるが、之に對する知識や、經驗のある者でも、或る一つの事を専心研究したり、長い旅行をしたりする必要がある。生じて來ると、之を自らするのは甚だ困難となるものである。かゝる場合信託といふ制度があると、此の要求に應じ、之等の人々に代つて財産の管理、處分等をし、利益を委託者に與へて呉れて、甚だ便利である。

代理との相異

今までにも、留守中とか、自分の手が廻らぬ時とかには、他人に財産の管理又は處分を託したものであつたが、それは單に代理人として事務を執らせた丈で、頼まれた人も餘り思ふ様に仕事が出来ず物足らぬところがあつたが、近頃信託といふ制度が行はれる様

になつてからは、財産権を頼まれる人に移してしまひ、その人の比較的自由な活動に委せて管理又は處分を行はせる事が認められ、此の方面に非常な便利が與へられる様になつた。

第二章 信託業及信託業務

信託業

信託業といふのは、前に述べた信託の受託を行つて、一定の報酬を得るところの商賣をいふのである。我が國に於て信託業を營むには、資本金を百萬圓以上とし、株式會社組織とし、大藏大臣の免許を受けなければならぬ。

信託業務

我が國の信託會社の行ふことの出来る信託業務には、どんなものがあるであらうか、之を信託業法施行細則の分類に従つて次に略説しよう。

金錢信託

(甲) 金錢信託(信託預金) 一定金額を一定期間預託して、期間終了後一定の信託料を支拂ひ、殘の収益及元金を受ける信託をいふ。

銀行の定期預金よりも有利確實であるが、金額五百圓以上、期間二箇年以上(特定金錢信託だけは此の限りでない)等の制限が附せられてゐる。

- 一、特定金錢信託 信託預金の運用を何某への貸付、何株への投資等と特定する金錢信託をいふ。
- 二、指定金錢信託 信託預金の運用方面を、貸付金、有價證券、學資基金、本金等と大略指定する金錢信託である。
- 三、特定又は指定無き金錢信託 運用を全然信託會社に一任する金錢信託である。

金錢信託以外の信託

(乙) 金錢信託以外の信託
一、金錢以外の金錢信託(特別金錢信託) 金を信託して、其の運用を望むことは(甲)と同じであるが、只信託終了の際(甲)は必ず金錢で返却を受けるのであるが、之は金錢以外の財産若くは金錢何れにせよ、其時殘存する信託財産を以て、其儘返却を受けるもの

附隨的業務

である。

二、有價證券の信託 有價證券の管理運用又は處分に關する信託である。

三、金錢債權の信託 金錢債權の保全・取立・處分等の信託である。

四、動産の信託 動産の保管・處分等の信託である。

五、土地及其定著物の信託 土地家屋の貸付、地代家賃の取立、敷金の賣拂、土地家屋の保存・改良・修理・賣却、之に對する租税の支拂等の手續に關する信託をいふ。

六、地上權の信託 地上權の保全其他に關する信託をいふ。

七、土地の賃借權の信託 土地賃借權の保全其他に關する信託をいふ。

此他尙附隨的業務として、信託會社は(一)保護預り(二)債務の保證(三)不動産賣買の媒介、又は金錢若くは不動産の賃借の媒介(四)社債若くは株式の募集、其拂込金の受入、又は其元利金若くは配當金の

支拂の取扱(五)、(イ)財産の取得・管理・處分又は貸借(ロ)、財産の整理又は清算(ハ)、債權の取立(ニ)、債務の履行等に關する代理事務を併せ營んだり、又(六)擔保附社債信託の業務を營んだりすることもある。

第三章 信託契約の手續

信託契約開始の手續

期限の手續

我等が信託會社に對し信託契約を結ぶときには、先づ會社に信託申込書を差出しその承諾を求むべきである。信託會社が之によつて種々調査して承諾したならば、改めて信託契約書を作成して、我等委託者と信託會社の代表者とが之に署名する。信託會社は此の契約によつて、更に信託證書を作成して之を交付して呉れるから、之等書類を保管しておけば良い。

信託の期限になれば、信託證書を示し、信託料を支拂ひ、元本と收益とを受取れば良い。收益は期限に受取るのと毎年受取るのとある。又收益を受取る人即ち受益者は、委託者自らでも又委託者

指定金銭信託(信託預金)申込書

信託金額	金五萬圓也
信託期間	五年〇箇月間
委託者	(住所) 東京府下千駄ヶ谷町八〇八番地 (信託預金者) (氏名) 深 田 耕
元本ノ受益者	(住所) 東京府下千駄ヶ谷町八〇八番地 (元金受取人) (氏名) 深 田 汀
收益ノ受益者	(住所) (氏名) 無之候 短期甲及長期甲ノ收益ヲ元本ニ組込テ故本欄記載ノ必要
契約ノ種類	長期 甲
運用方法	信託金ハ確實ナル銀行ニ預入ル外貸付金ニ依リ之ヲ運用スルコト
運用利廻	最初ニ計算期ハ標準利廻信託料差引年七分 以上トシ其後ハ當該期ノ純収益率

右要旨ニ據リ指定金銭信託申込候
昭和 年十二月一日
深 田 耕 印

昭和信託株式會社御中

指定金銭信託證書(第二種甲)

第九九號

一信託金五萬圓也

委託者 深 田 耕 殿
受益者 深 田 汀 殿

信託期間の始期 昭和 年十二月一日

元利(借)支拂期 昭和 年十一月三十日

收益元本組入期 毎年五月及十一月末

運用利廻 最初ノ計算期ハ標準利廻信託料差引年七分以上トシ其後ハ當該期ノ純収益率ニ依ル

當會社ハ前記要旨及裏面ニ記載シタル信託契約條

項ニ據リ本日委託者ト信託契約ヲ締結シタルニ依

リ右契約ノ證トシテ本證書ヲ作成シ之ヲ委託者ニ

交付致候也

東京市麴町區有樂町一丁目一番地

受託者 昭和信託株式會社

取締役社長 國 野 穰 印
昭和 年十二月一日

の指定した者でも良い。之等はすべて契約の際取定めらるべきである。

第三編 鐵道業

第一章 鐵道の意義及種類

鐵道

軌道

道路以外の場所に鐵軌を敷き、其の上を各種の動力を使つて車輛を運轉し、以て人や貨物を運搬する設備を鐵道といふ。道路以外の場所に敷設するのであるから、道路上に敷設する軌道と區別しなければならぬ。鐵軌を敷いて車輪を圓滑に走らせる様に工夫してある。鐵道といふ名前のある所以である。動力は何を使つても良い。人力馬力蒸気力電力等時代によつて色々用ひられるが、現代では電力が最も理想的である。運搬せられるのは人と

法制上の分類

經濟上の分類

貨物であるが、鐵道の收入上とか商業上とか、から見れば貨物の運送の方がより重要である。

鐵道の重要な區別は、法制上からと、經濟上からと、技術上からとすることが出来る。法制上から鐵道を分けければ、國有鐵道と私有鐵道となる。國有鐵道は國家の敷設した鐵道であり、我が國の主要鐵道は皆之である。私有鐵道は私設會社のものであり、各地方の一小部分の交通のため我國にも敷設を認められてゐる。

鐵道を經濟上から分けければ、幹線鐵道と枝線鐵道となる。幹線鐵道は一國の首都、重要都市、港灣等を連らね、其國交通の大動脈をなすもので、重要さの甚だ大なるものである。青森、東京、間、東京、下關、米原、敦賀、門司、鹿兒島間の鐵道の如きは、我國内地に於ける重要幹線鐵道である。枝線鐵道は、幹線鐵道から分岐したもので、地方的交通に當るものである。血管の毛細管にも相當するもので、幹線鐵道に榮養を送り、且つその部分のために働き、又缺く事

技術上の分類

の出来ないものである。
鐵道を又技術上から分類すれば廣軌鐵道と狹軌鐵道となる。軌幅によつて分けたもので、標準軌幅を四呎八吋半とし、之より軌幅の廣いのを廣軌鐵道とし、狭いのを狹軌鐵道とする。我が國の鐵道は軌幅三呎六吋で狹軌鐵道である。運搬能力、速度等の點から見て理想は廣軌鐵道にある。其の他尙、技術上、動力からは人車鐵道、馬車鐵道、蒸氣鐵道、電氣鐵道、鐵軌からは普通鐵道、齒車鐵道、網索鐵道、位置からは高架鐵道、地上鐵道、地下鐵道等の分類もすることが出来る。

第二章 鐵道業及鐵道業務

鐵道業

鐵道の設備をして、旅客及貨物の運送を行ひ、報酬として運賃を受ける商賣を鐵道業といふ。稀には設備だけをして、之を其の儘賃貸して料金をとることもある。自分の敷設した鐵軌の上を他

の會社の車輛を走らせて、鐵軌の料金を取る鐵道業も外國にはある。又附隨業としては海運、旅館、鑛山業、工業、農業等をも營むことがある。

我が國國有鐵道の營む主なる業務は旅客及貨物の運送である。旅客は之を一等、二等、三等の三階級に分け料金を異にし、乗車券を發賣して之を輸送する。又特別の料金を徴しては急行列車、寢臺車の便も與へる。

貨物は之を大別して先づ手荷物と貨物とする。手荷物は旅客の携帯品で、一定斤量までは無賃輸送をする。貨物は更に之を分けて旅客列車によつて輸送する、小荷物と、貨物列車によつて輸送する、大貨物とする。小荷物には小貨物、行商品、呼賣商品、死體、貴重品等がある。大貨物には更に普通品と危険品との別があり、普通品は價格、性質等により小口扱に於ては、一級より六級、貸切扱に於ては五級より十級と兩扱通じて十等級區別され、異なる運賃

鐵道業務
旅客運送

貨物運送
手荷物
貨物

小荷物
大貨物

率で輸送せられる。又普通品中或る種の生活必需品は小口扱に於て十一級より十三級貸扱に於て十四級より二十級迄に分たれ、低率なる特別運賃率にて、國有鐵道の營業區域を輸送せられる危険品とは火藥類、玩具、普通火工品、石油、燒寸類等十種にして、小口扱にては一級二級貸扱にては一級乃至十級に區別せられる。大貨物の扱種別には特別小口級、小口級、施扱及貸扱の四種がある。特別小口扱は危険品、汚穢品、貨幣、貴金屬等を除く貨物を等級によらず簡便迅速に運送し、一定の區域は無料で集貨配達をするもので、客車便による小荷物とするに大き過ぎる貨物の運送によい。小口扱は疋により、十疋を單位、最低六十疋とし、運賃を計算し、荷送人の請求によつては料金を徴して一定區域間集貨配達をさるゝもので、少量の貨車便貨物の運送に適する。施扱は施により、最低量を二施とし、一施單位を以て運賃を計算し、小口扱よりは一級下の運賃率により運送されるから、一車に滿ざる大量の貨物

大貨物輸送
手續
(貨物運送
狀及貨物引
換書上卷書
式參照)

の運送の場合に適する。貸扱は一車以上の大量貨物の運送に適するもので一施を單位とし、標記施數で運賃計算をする。

大貨物託送手續は上卷に於ても述べたが、貨物運送狀を拵へて之と共に持參し、引換證として貨物通知書又は貨物引換證を貰はねばならぬ。引換證を以て貨物を賣買したり、荷爲替取組の爲の質入をしたりしようとするときには是非とも貨物引換證の方の交付を乞はねばならぬ。特別小口扱の場合には、貨物引換證の交付、代金引換の取扱、貴重品又は獸類の託送を乞はない限り、貨物運送狀は不要である。

第三章 鐵道運賃

我が國有鐵道の旅客運賃は遠距離遞減累加計算法といふ計算方法によつて徴收される。即ち、左表の様な賃率で、遠距離に旅行する程安く定められており、計算方法は例へば百九十二料の場合

旅客運賃

ならば、最初の八十斤は一斤一錢五厘六毛宛として一圓二十五錢八十一斤から百六十斤までは一斤一錢三厘一毛宛として一圓五錢、百六十一斤から百九十二斤までは一斤一錢六毛として三十四錢、合計二圓六十四錢と累加的に計算されるのである。そして之は三等旅客運賃であるから、二等旅客運賃は此の二倍、一等旅客運賃は三倍、小供は各等半額として計算されるのである。

小荷物及手荷物運賃

買金	八十斤以下	八十斤ヲ超	百六十斤ヲ超	三百斤ヲ超	四百斤ヲ超	六百斤ヲ超	八百斤ヲ超
距離	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
一斤毎	一錢五厘六毛	一錢三厘一毛	一錢〇六毛	八厘七毛	七厘五毛	六厘九毛	六厘三毛

小荷物の運賃は左の如くである。手荷物も三等旅客三十斤、二等四十斤、一等六十斤までは無料託送が出来るが、其れ以上は小荷物同様に運賃を徴される。

料程	一斤迄	二斤迄	四斤迄	六斤迄	九斤迄	十二斤迄	以上六斤迄を 増す毎に
八十斤迄	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	一〇
二百斤迄	一五	二〇	二五	三五	四五	五五	二〇

四百斤料迄	八百斤迄	以上四百八十斤ヲ増す毎ニ
一五	二五	三五
一五	二五	四〇
一五	四〇	五五
一五	五五	七五
一五	七五	九五
一五	九五	四〇
一五	一〇〇	一〇〇

易損品及嵩高品は此の二倍の運賃を徴され車輛類は一疋一臺に付、人力車は四錢、自働自轉車は六錢、商品運搬車は三錢、自轉車乳母車は二錢と定められてゐる。又死體及遺骨は一疋に付二十錢、最低運賃八圓と定められてゐる。貴重品は二種に分たれ、右表の二倍徴さる物と、三倍徴さるものとある。

大貨物運賃

大貨物の運賃も遠距離遞減累加的計算法が主として採用され、貨物の等級、扱種別、料程、數量等によつてそれぞれ算出されることになつてゐる。そして實際に方つては其の都度一々詳細な事項を参照して計算する煩を省く爲に、豫め賃率表を作製しておき、之によつて容易に運賃を算出し得る様になつてゐる。左に普通賃率の一例を示さう。

但し、運賃の公平を期するため聊さか區別を設け、衣服・絹絲・娛樂
 遊戲具・漆器・樂器・計算機・械・煙草等は運賃を右表の五割増とし、提籃
 帽子・蒲團・箆・筒・毛皮等は十割増とし、籐椅子・乾繭等は二十割増とさ
 れてゐる。

料程 距離	料程 距離		
	30 疋迄	50 疋迄	以上10疋迄 を増す毎に
60	.40	.50	.10
100	.45	.55	.11
140	.50	.60	.12
180	.55	.65	.13
220	.60	.70	.14
260	.65	.75	.15
300	.70	.80	.16
350	.75	.85	.17
400	.80	.90	.18
500	.85	1.00	.20
600	.95	1.10	.22
700	1.05	1.20	.24
800	1.15	1.30	.26
1000	1.30	1.50	.30
1200	1.45	1.70	.34
1400	1.60	1.90	.38
以上 200 料程を増す毎に	.15	.20	.04

特別小口扱
運賃

特別小口扱貨物は等級別も無く、一様に左の如き一定賃率表に
 よつて計算される。

貨物賃率表

小口扱・廻扱・貸切扱

(1) 普通賃率(百疋ニ付)

等級 哩程	料程 距離	等級									
		I	2	3	4	5	6	7	8	9	10
3.1	5	112	95	83	72	62	52	42	34	29	26
	8	138	115	99	87	75	64	52	43	37	32
6.8	11	164	134	116	101	88	75	62	51	44	39
	14	190	154	132	116	102	87	73	60	52	46
10.6	17	214	173	149	131	115	99	83	69	59	53
	20	240	193	165	146	128	111	93	78	67	60
14.3	23	266	212	182	160	141	122	103	86	74	66
	26	292	232	198	175	154	134	113	95	82	72
18.0	29	316	251	215	190	168	146	124	104	89	78
	32	342	271	231	204	181	157	134	112	97	87
21.7	35	368	290	248	219	194	169	144	121	104	92
	38	394	310	264	234	207	181	154	130	112	98
25.5	41	419	329	281	248	220	192	164	138	119	105
	44	444	349	297	263	234	204	175	147	127	111
29.2	47	470	368	314	278	247	216	185	156	134	118
	50	496	388	330	293	260	228	195	165	142	125
34.2	55	532	415	352	313	278	244	209	177	152	134
	60	568	442	374	333	296	260	223	189	162	143
40.4	65	606	469	396	353	314	276	237	201	172	152
	70	642	496	418	373	332	292	251	213	182	161
46.6	75	678	523	440	393	350	308	265	225	192	170
	80	716	549	459	410	365	321	276	234	201	177

第四編 海運業

第一章 海運の意義及種類

海運

船舶を以て、旅客及貨物の海上運送を行ふことを海運といふ。我が國の様に四面海を以て圍まれてゐる國にとつては、其の海運の消長は、引いては國運の隆替にも影響を及ぼすものであつて、商業上、經濟上、軍事上、將又政治上甚だ重要なものである。

種類

定期航海
不定期航海

海運を航海の期間から分ければ、定期航海と不定期航海となる。定期航海は一定の期日を定め、一定航路を航海するものである。不定期航海は、期日や航路を一定せず、旅客や貨物の都合により、その場合々々に、期日、航路を定めて航海するものである。定期航海は貨物や旅客の無い場合、不景氣な時にも連続して行ふといふ。

不利益もあるが、他方少量の貨物も良く吸収することが出來、殊に時日の確定を望む旅客の便乗を得るといふ利益がある。

第二章 海運業及海運業務

海運業

旅客や貨物の海上運送を行つて、其の報酬として運賃を得るのを目的とする商賣を海運業といふ。船主の様に自分の持船を動かして海運業を営む者もあれば、傭船者といつて、船主から船腹の全部又は一部を借入れて、之に他人の貨物を積んで商賣をする者もある。又船全體を賃借して商賣をする者もある。

海運業務

海運業者の主なる業務は前述の様に、貨物の運送にあるが、時には又附隨的の仕事として、船業稅關貨物取扱業、海上保險會社の代理事務等を取扱ふこともある。

旅客の運送

旅客は通常之を一等、二等、三等の三階級に分け料金を異にし、乗船券を發賣して輸送を行ふ。乗船券には普通切符、往復切符、世界

貨物運送
個々の運送
契約による
（申込書及船荷
証券上巻書式
参照）

周遊切符團體切符等の別がある。切符を購入した旅客は出帆に遅れないように注意せねばならぬ。鐵道と異つて、乗遅れた切符は原則として無効となつてしまふからである。

貨物は個々の運送契約又は傭船契約によつて輸送する。個々の運送契約による輸送といふのは、各荷主が個々に船會社と運送契約を取結んで、貨物を託送するものであつて、船會社は之を一纏めにして、所謂共用船といはれる船舶と一緒に積込んで輸送するのである。荷主が個々の運送契約を締結するについての手續は上巻に於ても述べたが、船會社の營業所に、出荷申込書を差出し、船積指圖書を受取り、之と共に貨物を船舶に持参し、船積を乞ひ、船長からの船員受取書を得、之と引換に營業所から船荷證券を受取れば良い。船荷證券の種類としては、普通船荷證券の他に、海陸連絡運送の場合の通し船荷證券、船會社が序に保險の取扱もして呉れる赤刷の赤船荷證券等がある。

傭船契約による輸送

傭船契約による輸送といふのは、船會社が船腹の全部又は一部を相手方に貸す約束をし、相手方は借りただけの船腹に自由に自分の貨物又は他人から頼まれた貨物を積込み、以て貨物の輸送を行ふものである。之により船會社は少數荷主に船腹を貸與し、傭船運賃を一纏めに得る事が出来、傭船者、即ち荷主の方も大量貨物を個々の運送契約によつて運送するよりも比較的低率の傭船運賃にて船腹の一部又は全部を借り切り、自由に貨物を積込む事が出来て雙方共便利である。傭船契約は直接又は船舶仲立人を通して、詳細な事項を取定めた傭船契約書を取交して締結される。

第三章 海運運賃

旅客運賃

旅客の船賃は各船會社によつて一定してゐないが、普通其の等級距離設備待遇等によつて定められる。鐵道と異つて、食事代も通常船賃の中に加算されてゐる。

貨物運賃

貨物の運賃は、個々の運送契約による場合は、その容積・重量・距離等によつて定められ、輕量品は容積により、重量品は重量により、高價品は價額により計算されるが普通である。備船契約による場合は、期間を一定期間定めて備船する定期備船に就いては、其全期間總噸數一噸につき幾何、又は月宛總噸數一噸に付幾何と定め、一航海を限つて備船する定航海備船に就いては、引渡貨物一噸に付幾何、又一航海一括して幾何と定める。

第五編 保險業

第一章 保險の意義及效用

經濟的危險

我等は生活上事業上に於て、種々の事故發生のため、金錢の必要に迫られることが少くない。例へば生活上としては、結婚・兵役・死

保險

亡・傷害・疾病等の事故の發生のため、金錢の必要を生じ、事業上としては、運送事故・火災事故・盜難事故等の發生のため、又金錢の必要を感ずる。かくの如く、金錢の必要をもたらず、事故を總稱して經濟的危險といふ。

保險といふのは、即ち、かういふ經濟的危險に對する一つの救濟手段であつて、同一の經濟的危險に曝されてゐる者同士が、多數寄り集つて、少し宛豫め金を出し合つておいて、誰か其の中で危險に遭遇した人があつたならば、其の人にこの集めた金をやる仕組をいふ。

保險の效用

經濟的危險の中には、火災・盜難等の様に或る程度まで、豫めの注意によつて、豫防することの出来るものもあるが、死亡の様には絶対に豫防することの出来ぬものもある。又兵役・結婚の様には喜んで迎ふべきものもある。之等の危險の發生に對しては各自が平常心掛けて貯金をするも良からうが、貯金が未だ溜らぬ中に發生す

るかも知れない。借金をして急場を救ふのも良からうが、其當然の結果として後々までも經濟の爲苦しまねばならぬ。乃で人々は何か良い方法は無いものかと考へ、前述の保險の仕組を行ふ様になつたのである。

我等は此の保險の仕組によつて、貯金によつても、借金によつても救済することの出來ぬ危險、而かも兵役結婚教育の様な喜んで迎ふべき經濟的危險をまで救済することが出來、現今非常な恩恵を蒙つてゐるのである。

第二章 保險業

保險業

同一の經濟的危險に曝されてゐる多數の者から保險料なる一定の料金を受け、一定の條件の下に保險を引受け、經濟的危險が発生した時には其の損害に對して一定金額の填補を爲すを業とする者を保險業と云ふ。即ち保險業者は其の徴收した保險料から

統計學

損害の填補をなし、營業費を支拂ひ、残りを自己の企業利潤に充つるものである。經濟的危險に曝されてゐる者は僅小の保險料を支拂ふ事により自己の不安を除く事が出来る。

近來統計學といふ學問が進歩して、一年に千人の中何人位死ぬであらうか、火事はどの位あらうか、又沈没等も大抵どの位あるであらうかといふ事が、およそ平均から割出せる様になつて、保險料を何程受取るべきかも大略計算が出來、保險業者の仕事も確實さを増し、立派な一つの商賣となる様になつた。

第三章 保險の種類及業務

保險の種類

保險の最も普通の分類は、其の保險する經濟的危險の性質による分類である。之によると保險を、我等の生命に直接關係のある經濟的危險を保險する生命保險と我等の財産に直接關係ある經濟的危險を保險する損害保險とに二大別することが出来る。

生命保険

生命保険の中には人の生死に直接關係する死亡保険生存保險
養老保險があり、間接に關係する疾病保險傷害保險がある。傷害
保險の中には聲樂家の爲の聲帶傷害保險舞踊家の爲の脚部傷害
保險、タイピストの爲の指頭傷害保險等の種々のものもある。

損害保険

運送保険

其の他の保
險

損害保険の中には更に運送保險と其他の保險との二別がある。
運送保險の中には陸上運送の損害を償ふ陸上運送保險と、航海に
關する損害を償ふ海上保險との別がある。其の他の保險の中に
は火災に因る損害を償ふ火災保險、使用人の使ひ込み損害を償ふ
信用保險、使用人の過失につき他の人に支拂ふべき賠償の損害を
償ふ責任保險、電害を償ふ電害保險、盜難を償ふ盜難保險、ガラスの
破損を償ふガラス保險、汽機汽罐の破損を償ふ汽機保險、汽罐保險
等種々のものがある。

以下節を分けて右の中重要なものにつき更に説明を加へよう。

第一節 海上保險

海上保險

海上保險の
目的

海上保險は航海に關する事故に因つて生ずる一切の損害を償
ふ保險である。海上保險に於て保險に付けられるものには船舶、
積荷、運賃希望利益等があり、之等が破船、沈没、坐礁、衝突、火災、船員の
悪行、船舶や船長や航路の變更、投荷、海賊、盜竊、戰爭等の海難によつ
て蒙る損害を填補してくれるものである。

填補の種類

損害を填補する種類には三種の別がある。即ち單獨海損擔保、
單獨海損不擔保全損のみ擔保が之である。單獨海損擔保といふ
のは、損害を關係者が一人で負擔しなければならぬ單獨海損と、
皆んなで負擔する共同海損の分擔と、全部破壊した全損との總べ
ての場合を償つて呉れるものであり、單獨海損不擔保といふのは
共同海損の分擔と全損だけの損害を償ひ、全損のみ擔保は全損の
みの損害を償つてくれるものである。

昭和運輸株式會社

第五五號 船舶保險證券

國	船	六日本汽船長汀丸
鋼鐵製總噸數	壹參〇八噸	
船舶所有者	昭和運輸株式會社	
船	長海野	洋
保險金額	拾八萬圓也	
保險期間	六箇月	
保險金額	參拾萬圓也	
保險料割合	參圓拾錢	
保險料金額	九千五百圓也	
保險金額	東京保險料三萬	
支拂場所	市 柳邊方法月掛	

當會社ハ右船舶ニ對シ昭和 年十月十日保險契約ヲ取結
ヒタコト確實ナリ依テ危險ノ發生スルコトアラハ本證券
ニ記載セル填補ノ種類及裏面ニ定ムルコトニ從ヒ被保險
社昭和運輸株式會社ニ對シ無相違其損害ヲ填補スヘシ爲
後日保險證券仍而如件 昭和 年十月十日
東京ニ於テ作成ス

印紙 三錢
保險契約者 事務取締役 深田 耕 印

保險手續
(積荷保險申込
書及積荷保險
證券上卷書式
參照)

海上保險契約を取結ぶには、保險申込書を作つて、保險會社に申
込み、其の承諾を受け、保險料を支拂ひ、保險料領收書と保險證券と
を貰へば良い。事故發生の場合には、直ちに之を保險會社に通知し
出来るだけ、救助の努力をし、損害が生じたらば、その鑑定を會社に
乞ひ、保險金の請求をすれば良い。若し又船舶又は積荷の全部は
喪失しないが而かも、損害が莫大で、到底之を修繕回復することが
出來ず、よし出來るとしても、其の費用が餘りに大であつて、却而收
支償はない様な場合には、殘餘財産を全部保險會社に委付して、全
損と看做して、保險金の請求をすることも出来る

第二節 火災保險

火災保險
種類

火災保險は火災によつて生ずる損害を償ふ保險であつて、保險
に付けるものによつて、動産保險、不動産保險、其他の保險に分ける
ことが出来る。動産保險は一般家庭の家具、商家の商品營業

火災保險申込書

保險料千圓ニ付年七圓ノ割

被保險物及ヒ員數	所 在	單 價	保 險 金 額
一家屋木造瓦葺三階建壹百坪	東京市日本橋區本銀町三丁目四十四番地		金參萬圓也
—			金
—			金
—			金
—			金

右ハ貴社現行ノ火災保險規則承認ノ上申込候也

日本橋區本銀町三丁目十四番地

昭和 年六月十五日

申 込 人

大 林 正 樹

印

昭和火災保險株式會社御中

保 險 契 約 ノ 條 項

- 第一條** 當會社ノ資本金ハ五百萬圓ニシテ責任ハ保險料、諸利子準備積立金、株金其他當會社ニ屬スル產財ヲ限リトス
- 第二條** 保險ハ凡テ物件ヲ指定シテ契約スルヲ通則トス故ニ保險契約ノ效力ハ此證券ニ記載セルサ他ノ物件ニ及ハサルモノトス
- 第三條** 動産ハ包括シテ保險契約ヲ取結ヒタル場合ニ限り包括中ノ各部ヲ増減シ又ハ同價格ノ他ノ物品ト交換スルコトヲ得但現貨、寶玉、有價證券、書畫、稿本、古器物其他普通價格ヲ有セサルモノハ包括セサルモノトス
- 第四條** 左ノ場合ニ於テハ保險契約ハ無効タルヘシ
一 保險申込書ニ虛偽、隱蔽等不正ノ廉アルカ又ハ火災危險ニ影響スヘキ必要ノ事項ヲ揭示セサルカ其他事實ニ相違ノ告知ヲナシタルトキ
- 第五條** 保險料ヲ期日ニ拂込マサルトキ
一 被保險物若クハ其近傍ニ危險ノ度ヲ増シタルトキ
二 火ヲ取扱フキ場所ニ移シタルトキ(庖厨用ノ竈及ヒ日用ノ爐ヲ除ク)
- 第六條** 被保險物ヲ他ノ場所ニ移シタルトキ
一 被保險家屋ノ空屋トナリタルトキ
二 被保險物若クハ被保險物ヲ貯藏スル建物ヲ改造シタルトキ
三 被保險物ノ數量若クハ價格ノ減少シタルトキ
四 被保險物ヲ賣買讓與シ又ハ被保險利益ヲ轉付シタルトキ
五 他ノ保險者ニ重複保險ヲ申込ミタルトキ
- 第七條** 右ノ外總テ危險ニ影響スル事柄ノ生シタルトキ又ハ保險申込書若クハ此證券ニ記載シタル事柄ノ變更シタルトキ
- 第六條** 左ノ場合ニ於テハ當會社ハ損害辨償ノ責ニ任セズ
一 被保險者若クハ同居ノ親族力故意ニ放火シタルトキ
二 火災ノ前被保險物ヲ隱匿シタルカ又ハ辨償金請求書ニ虛偽不正ノ記入ヲナシタルトキ
三 法律規則ニ背キタルニ依リ生シタル火災及其他ノ損害
四 内亂、外患、一揆暴動等ニ原因スル火災及其他ノ損害
五 被保險物ノ性質ニ依リ自然ニ火ヲ發シタルトキ

昭和 年六月十五日 申込人 大林正樹
 昭如火災保險株式會社御中

日本橋區本銀町三丁目十四番地

參 錢
 印 紙

火災保險證券

第五五五號

保險契約者 大林正樹殿

一保險金參萬圓也

一保險料金貳百四拾圓也

被保險物	家屋壹棟 木造瓦葺三階建 壹百坪
所在	東京市日本橋區本銀町三丁目十四番地
保險期限	自昭和 年六月十五日正午 至昭和 年六月十五日正午
摘要	

當會社ハ右ノ被保險物ニ對シ大林正樹殿ト裏面ニ記載セル保險契約ノ條項ニ基キ火災保險ノ契約ヲ締結シタルニ依リ右ノ被保險物火災ニ罹リタルトキハ前顯ノ保險金額ヲ限リ損害ヲ辨償スヘシ其證トシテ本證券ヲ交附致候也

昭如火災保險株式會社

社長 栗原吉之助

昭和 年六月十五日

(新制商業下六二一六三)

保險契約ノ條項

- 第一條 當會社ノ資本金ハ五百萬圓ニシテ責任ハ保險料、諸利子準備積立金、株金其他當會社ニ屬スル產財ヲ限リトス
- 第二條 保險ハ凡テ物件ヲ指定シテ契約スルヲ通則トス故ニ保險契約ノ效力ハ此證券ニ記載セルサ他ノ物件ニ及ハサルモノトス
- 第三條 動産ハ包括シテ保險契約ヲ取結ヒタル場合ニ限り包括中ノ各部ヲ増減シ又ハ同價格ノ他ノ物品ト交換スルコトヲ得但現貨、寶玉、有價證券、書畫、稿本、古器物其他普通價格ヲ有セサルモノハ包括セサルモノトス
- 第四條 左ノ場合ニ於テハ保險契約ハ無効タルヘシ
 - 一 保險申込書ニ虛偽、隱蔽等不正ノ廉アルカ又ハ火災危險ニ影響スヘキ必要ノ事項ヲ揭示セサルカ其他事實ニ相違ノ告知ヲナシタルトキ
 - 二 保險料ナキ日ニ拂込マサルトキ
- 第五條 左ノ場合ニ於テハ直ニ當會社ニ通知シ此證券ニ裏書ヲシタルニアラサレハ保險契約ハ無効タルヘシ
 - 一 被保險物若クハ其近傍ニ危險ノ度ヲ増シタルトキ
 - 二 火ヲ取扱フキ場所ニ移シタルトキ(庖厨用ノ竈及ヒ日用ノ爐ヲ除ク)
 - 三 被保險物ヲ他ノ場所ニ移シタルトキ
 - 四 被保險家屋ノ空屋トナリタルトキ
 - 五 被保險物若クハ被保險物ヲ貯藏スル建物ヲ改造シタルトキ
 - 六 被保險物ノ數量若クハ價格ノ減少シタルトキ
 - 七 被保險物ヲ賣買譲與シ又ハ被保險利益ヲ轉付シタルトキ
 - 八 他ノ保險者ニ重複保險ヲ申込ミタルトキ
 - 九 右ノ外總テ危險ニ影響スル事柄ノ生シタルトキ又ハ保險申込書若クハ此證券ニ記載シタル事柄ノ變更シタルトキ
- 第六條 左ノ場合ニ於テハ當會社ハ損害賠償ノ責任ニ任セズ
 - 一 被保險者若クハ同居ノ親族カ故意ニ放火シタルトキ
 - 二 火災ノ節保險物ヲ隠匿シタルカ又ハ賠償金請求書ニ虛偽不正ノ記入ヲナシタルトキ
 - 三 法律規則ニ背キタルニ依リ生シタル火災及其他ノ損害
 - 四 内亂、外患、一揆暴動等ニ原因スル火災及其他ノ損害
 - 五 被保險物ノ性質ニ依リ自然ニ火ヲ發シタルトキ
 - 六 震災ニ原因スル火災及其他ノ損害
 - 七 火藥ノ爆發機關ノ破裂若クハ雷電風災其他ノ天災ニシテ火災ニアラサル損害
 - 七條 火災ノ節當會社ノ徽章ヲ携帶シタル役員若クハ人夫其現場ニ立入り防火又ハ保護ノ爲メ相當ノ時間被保險物ヲ占有スルコトアルモ決シテ拒ミテハカラス
 - 第八條 被保險物火災ニ罹リタルトキハ當會社若クハ最寄代辦店ニ即時通知シ置キ二週間内ニ發火ノ原因罹災ノ狀況及損害價格等ヲ記載シタル辨償金請求書ヲ當會社ヘ差出スヘシ二週間内ニ此手續ヲナサハルトキハ當會社ハ損害賠償ノ責任ニ任セズ
 - 第九條 被保險物火災ニ罹リタル時當會社ノ役員又ハ代辦人實損額調査ノ爲メ關係書類ノ檢閲ヲ請求スルトキハ被保險者ハ必ズ之レニ應ゼサルヘカラス
 - 第十條 辨償金ノ拂渡ハ被保險者ニ於テ損害ヲ證明シタル日ヨリ三十日ヲ超過セサルモノトス但シ事實不明了ニシテ調査ノ爲メ時日ヲ要スルトキハ此限ニアラス
 - 第十一條 辨償金ノ拂渡ハ現金ヲ以テスルヲ通則トス然レトモ當會社ノ都合ニ依リテハ代品ヲ以テシ或ハ修繕又ハ再築スルコトアルヘシ
 - 第十二條 被保險物他ノ保險者ト重複保險ナルトキハ双方ノ保險金ヲ損害額ニ比例シ其割合ヲ以テ當會社ノ辨償額ヲ定ムヘシ如何ナル事情アルモ他ノ保險者ニ於テ負擔スヘキ金額ノ支拂ヲナサス
 - 第十三條 賠償未滿ノ保險金ヲ以テ保險契約ヲ取結ヒタル場合ニ於テハ保險金ト時價トノ比例ノ辨償額ヲ定ムヘシ
 - 第十四條 保險金額ニ滿タサル辨償額ヲシタルトキハ殘額ニ對シテハ期限中效力ヲ有スルモノトス
 - 第十五條 被保險物ノ損害額ニ付テ當會社ト被保險者ト意見ヲ異ニシタルトキハ双方ヨリ各一名ノ評價人ヲ選ヒ其評定ニ附スヘシ
 - 一 評價人ノ意見一致セサルトキハ双方同意ノ仲裁人一名ヲ選定シア之ニ判定セシムルヲ以テ最終トナシ其判定ニ對シテハ双方ノ異議ヲ唱フルコトヲ得ス
 - 二 仲裁ノ費用ハ當會社ト被保險者ト平等ニ負擔スヘシ
 - 第十六條 辨償金ノ拂渡日ヲ通知シタル後五十日ヲ經テ受取ラサルトキハ當會社ハ損害賠償ノ責ヲ免ル
 - 第十七條 保險契約ハ當會社又ハ被保險者ノ都合ニヨリ隨意解約スルコトヲ得
 - 第十八條 當會社ニ領收シタル保險料ハ返還セサルヲ通則トス然レトモ第一項乃至第三項ノ場合ニ於テハ經過日數ニ割合セタル金額ヲ引去リ第四項ノ場合ニ於テハ左ニ記載シタル割合ニ相當ノ金額ヲ引去リ殘額ハ之ヲ返還スヘシ
 - 一 經過日數一ヶ月以内 年額ノ四分ノ一
 - 二 三ヶ月以内 同 四分ノ二
 - 三 六ヶ月以内 同 四分ノ三
 - 四 一年以内 同 四分ノ四
 - 五 一年以上 同 四分ノ五
 - 第十九條 第六條第四項乃至第七項ノ場合ニ依リ被保險物ヲ取毀チタルトキ
 - 第二十條 當會社ノ都合ニ依リ解約シタルトキ
 - 第二十一條 被保險者ノ都合ニヨリ解約シタルトキ

動産保險
不動産保險
其他の保險

用什器、工場ノ機械原料品製造品等ノ保險であり、不動産保險は住宅營業用家屋、工場倉庫ノ建物や森林等ノ保險である。又其他の保險といふのは、出火ノ爲他人に加へた損害ノ賠償責任や、家賃ノ様な希望利益ニ對する保險をいふ。

- 六 震災ニ原因スル火災及其他ノ損害
- 七 火災ノ爆発機關ノ破裂若クハ雷電風災其他ノ天災ニシテ火災ニアラサル損害
- 第七條 火災ノ賠償會社ノ職章ヲ携帶シタル役員若クハ人夫其現場ニ立入り防火又ハ保護ノ爲メ相當ノ時間被保險物ヲ占有スルコトアルモ決シテ之ヲ拒ムヘカラス
- 第八條 被保險物火災ニ罹リタルトキハ當會社若クハ最寄代辨店ニ即時通知シ置キ二週間内ニ發火ノ原因罹災ノ狀況及損害價格等ヲ記載シタル辨償金請求書ヲ當會社ニ差出スヘシ二週間内ニ此手續ヲナサルトキハ當會社ハ損害賠償ノ責ニ任セズ
- 第九條 被保險物火災ニ罹リタル時當會社ノ役員又ハ代辨人實損額調査ノ爲メ關係書類ノ檢閲ヲ請求スルトキハ被保險者ハ必ス之レニ應ジサルヘカラス
- 第十條 辨償金ノ拂渡ハ被保險者ニ於テ損害ヲ證明シタル日ヨリ三十日ヲ超過セサルモノトス但シ事實不明ニシテ調査ノ爲メ時日ヲ要スルトキハ此限ニアラス
- 第十一條 辨償金ノ拂渡ハ現金ヲ以テスルヲ通則トス然レトモ當會社ノ都合ニ依リテハ代品ヲ以テシ或ハ修繕又ハ再築スルコトアルヘシ
- 第十二條 被保險物他ノ被保險者ト重複保險ナルトキハ双方ノ保險金ヲ損害額ニ比例シ其割合ヲ以テ當會社ノ辨償額ヲ定ムヘシ如何ナル事情アルモ他ノ被保險者ニ於テ負擔スヘキ金額ノ支拂ヲナサス
- 第十三條 時價未滿ノ保險金ヲ以テ保險契約ヲ取結ビタル場合ニ於テハ保險金ト時價トノ比例ノ辨償額ヲ定ムヘシ
- 第十四條 保險金額ニ滿タサル辨償額ヲナシタルトキハ殘額ニ對シテハ期限中效力ヲ有スルモノトス
- 第十五條 被保險物ノ損害額ニ付テ當會社ト被保險者ト意見ヲ異ニシタルトキハ双方ヨリ各一名ノ評價人ヲ選ヒ其評定ニ附スヘシ
- 評價人ノ意見一致セザルトキハ双方同意ノ仲裁人一名ヲ選定シ之ニ判定セシムルヲ以テ最終トナシ其判定ニ對シテハ双方ノ異議ヲ唱フルコトヲ得ス
- 第十六條 費用ハ當會社ト被保險者ト平等ニ負擔スヘシ
- 第十七條 保險契約ハ當會社又ハ被保險者ノ都合ニヨリ隨意解約スルコトヲ得
- 第十八條 當會社ニ領收シタル保險料ハ返還セザルヲ通則トス然レトモ第一項乃至第三項ノ場合ニ於テハ經過日數ニ割合セタル金額ヲ引去リ第四項ノ場合ニ於テハ左ニ記載シタル割合ニ相當ノ金額ヲ引去リ殘額ハ之ヲ返還スヘシ
- 經過日數一ヶ月以内 年額ノ四分ノ一
- 同 三ヶ月以内 同 四分ノ二
- 同 六ヶ月以内 同 四分ノ三
- 同 一年以内 同 四分ノ三
- 第六條第四項乃至第七項ノ場合
- 二 法律規則ニ依リ被保險物ヲ取毀チタルトキ
- 三 當會社ノ都合ニ依リ解約シタルトキ
- 四 被保險者ノ都合ニ依リ解約シタルトキ

不動産保險
其の他の保險
保險手續

用什器、工場ノ機械原料品製造品等ノ保險であり、不動産保險は住宅營業用家屋、工場倉庫ノ建物や森林等ノ保險である。又其の他の保險といふのは、出火ノ爲他人に加へた損害ノ賠償責任や、家賃ノ様な希望利益に對する保險をいふ。

火災保險契約ノ締結手續は海上保險の場合と略同じである。保險期間中火災が發生したならば、其ノ旨を直ちに會社に通知し、防火に力めねばならぬ。歐米ノ保險會社には消防機關を備へておいて、火災ノ通知に接し、被保險者方に出向き、消火防火に努めるものもある。損害が發生したならば、火災ノ情況調査損害見積書等を作り、辨償金請求書と共に之を會社に提出し、填補を受くべきである。

生命保險

第三節 生命保險

生命保險が人の生死に關し、一定ノ金額を支拂ふ保險であり、其

死亡保険

の種類として死亡保険生存保険養老保険其他疾病保険傷害保険等のあることは既に述べた。

生存保険

死亡保険とは死亡に際し、一定の金額を支拂ふ保険で、保険期間によつて終身保険定期保険の別がある。終身保険の中には更に尋常終身保険利付終身保険有期掛金終身保険等の細別がある。生存保険といふのは、死亡を条件とせず、一定年齢に達すれば保険金を支拂ふもので、嫁資保険、徴兵保険、學資保険等目的により種々の名がある。

養老保険

養老保険といふのは一定の年齢に達した時でも、又はそれ以前に死亡した時でも、何れの場合でも保険金の支拂はれるもので、我が國では之が一番早くから行はれてゐる。

保険手續

其の他の疾病保険傷害保険に就ては既に前に述べた。生命保険契約を取結ぶには、先づ保險會社に申出で、社員の來訪を受け、必要事項を聴取し、保險申込書を差出さねばならぬ。社員

第九九號

生命保險證券

一 保險金壹萬圓也

保險契約日 昭和二年七月一日

保險期間 自昭和二年七月一日至昭和二十六年六月三十日

契約満期年齢 五十歳

保險料拂込期間 二十四年

保險料拂込期日 毎年六月、十二月末日

保險料 毎半年掛金壹百九拾九圓也

保險契約人 深田 耕 耕

被保險人 深田 耕

保險金受取人

深田 耕

深田 耕

深田 耕



當會社ハ當會社ノ保險約款ニ據リ前記要件ノ養老生命保險契約ヲ締結致候ニ付保險期間満了ノ時又ハ期間満了前ニ被保險人死亡セラレタルトキハ保險金額ヲ保險金受取人ニ支拂ヒ可申候

此證券ハ昭和二年七月五日 東京本店ニ於テ之ヲ作成ス

昭和生命保險株式會社

取締役社長 山川 清

簡易保險

は直ちに囑託醫を伴つて來、我等の健康診断をし、既往現在の疾病、近親の死因等を尋ね或は申込に應じ、或は謝絶し、或は保険料の増額を要求する。かくて契約が纏れば、保険料を支拂ひ、その領收書と、生命保険證券を受ける。そして以後は約束に従つて毎半年又は一年に、遅れぬように保険料を支拂ふべきである。事故が発生すれば、保険金受取人に當つてゐる者は直に之を會社に通知し、死亡診断書、戸籍謄本、保険金請求書等を提出し、保険金の支拂を請求しなければならぬ。會社は之等の書類及實地の調査により、敏速に其の支拂をして呉れる。

簡易保險は、保険金を小額にし、手續を簡易にした生命保險である。我が國では政府の管掌する所で、全國郵便局に於て終身保險及養老保險の契約を取扱つてゐる。保險金額は最高四百五十圓で、契約を取結ぶにも身體検査をなさず、保險料は毎月拂であり、集金人拂をも認めてゐる。

第六編 倉庫業及稅關

第一章 倉庫の意義及效用

倉庫

他人の貨物を預り、之に對する預り證として倉庫證券を發行し、預つた貨物は大切に保管し、報酬として保管料を得るための建設物を倉庫といふ。

倉庫の效用

商人が倉庫から得る便益は甚だ少くない。彼は僅かの保管料を拂つて、商品を此の倉庫に寄託することが出來、自ら納屋假置場、自家用倉庫を建設する費用を節減することが出來る。又保管といふ面倒な仕事を一切倉庫に委せることになつて、己れの計算的、投機的活動に益々精力を集中することが出來る。市況の思はしく無いときは、先づ商品を倉庫に寄託し、倉庫證券を得て、之を銀行に持參して金融を得れば良い。かくすれば商品を賣らずして金を

得ることが出来る。愈々商品を賣る段になれば、商品を態々出庫して賣らなくても、只倉庫證券を買手に手渡しさへすれば良い。大概倉庫は埠頭附近停車場近くの交通の便の良い所にあるから貨物の揚卸出入荷造等にも便である。

倉庫は獨り商人に對して利益を與へるのみではない。物價が下落した場合は之を預り金融の便を與へ、騰貴すれば出庫して供給を潤澤にし、その間自ら物價調節の役目をも果し、國民經濟上にも大いなる役目を果すものである。

第二章 倉庫の種類

種類 保管倉庫

倉庫を大別して保管倉庫と保税倉庫との二とする。保管倉庫は普通一般の貨物の保管に當るものであり、中に更に普通倉庫と特別倉庫との二種を數へる。普通倉庫といふのは廣く各種の商品を預るものであり、特別倉庫は特に或る特種の商品の一種又は

保税倉庫

數種を預るものである。特別倉庫の例としては冷蔵倉庫、家具倉庫、農具農庫、穀物倉庫、棉花倉庫、煙草倉庫、繭倉庫等がある。

保税倉庫は輸入手續未済の貨物、即ち未だ輸入税の納めてない外國貨物を主として預る倉庫である。外國から輸入しても適當な直段で適當な買手に賣ることの出來ぬ時に、此の保税倉庫に庫入藏置すれば三箇年を限り保管して貰ふ事が出來、其の上藏置中は輸入税の支拂も猶豫して貰へて、輸入商人には非常に便利なものである。

集散倉庫 配給倉庫 生産倉庫

倉庫を又其國民經濟上に盡す役目から分ければ、集散倉庫、配給倉庫、生産倉庫の三となる。集散倉庫は貨物の集散用に供せられる爲、交通の便利な場所に設けられるものであり、配給倉庫は配給用に供せられる爲、消費者の所在地或は工場所在地に設けられるものである。又生産倉庫は生産物集積用に供せられる爲、生産地に設けられるものである。鐵道倉庫、埠頭倉庫等といはれるも

寄託手續

業務も取扱ふ。

我等が貨物を倉庫に寄託するには、倉庫營業係へ寄託申込書を差出し、其の承諾を受け、入庫指圖書の交付を受け、之と共に貨物を倉庫現場に運搬し、現場係に庫入を頼めば良い。現場係は入庫済

(新調書 下七〇—七一甲)

三錢收入
印紙

寄託者 大林正樹 殿

一タイガー石油 五百箱

No. 555

種類 筒數	品質 記號	荷造 箱入	數 量 總 四千貫	量 均平個 八貫	入庫日 昭和 年 一月 十五日	保管 場所	保管料 壹箱二付一ヶ月二付七錢	火災 金額 金貳千五百圓也	保險 金額 壹 二付金	保險 期間 自入庫日時至出庫日時	保險 者 昭和火災保險株式會社	摘要	No. 555	
													品名 一タイガー石油	數量 五百箱

前記ノ貨物券面ノ約條ニ從ヒ正ニ相預リ候寄託者又ハ其指圖人ニ本證券引換ニ可相渡候也

倉 荷 證 券

昭和 年 一月 十五日 當會社ニ於テ本證券ヲ作成ス
昭和倉庫株式會社

社長 大西虎夫 印

約 條

- 一、本證券所持人ハ左ノ條項ヲ約諾セルモノトス
 一、氣候ノ變遷、防疫鼠喰、蟲入、貨物ノ性質若クハ瑕疵、荷造ノ不完全又ハ抗拒スヘカラサル災厄ニ因リ受寄物ニ生シタル損害ニ付テハ當會社其責ニ任セス
- 二、受寄物ノ損害カ火災ニ因リテ生シタル場合ニ於テ保險者ニ填補ノ責任アルトキ若クハ其貨物ニ對シ寄託者ノ申込ニ依リ當會社ニ於テ火災保險ニ付セザリシトキハ重大ナル過失ナキ限り當會社ハ其損害ニ對シ賠償ノ責ヲ免ル、モノトス
- 三、本證券所持人ニ於テ受寄物ニ關シ損害ノ賠償ヲ請求セントスルトキハ當會社力保管上注意ヲ怠リタルコトヲ證明スヘキモノトス
- 四、當會社ノ賠償金額ハ受寄物ニ對シ火災保險ヲ付シタルトキハ其保險金額又ハ保險ヲ付セザリシトキハ其寄託申込價額ヲ限度トシ損害當時ノ時價ニ依リテ之ヲ算出ス
- 五、受寄物ニ對スル火災保險ハ當會社ト保險者トノ特約ニ依ルモノトス
- 六、保管期間滿了後出庫又ハ期間更新ノ手續ヲ爲サ、ルトキハ滿期後ハ二倍ノ保管料ヲ申受ケ尙ホ場合ニヨリ商法第三百八十一條ノ規定ニ從ヒ處分スルコトアルヘシ
- 七、受寄物ノ保管料、立替金又ハ出入、運搬、検査、見本ノ抽出、防疫其他處分及保存ニ關スル費用ハ本證券所持人ノ負擔トス
- 八、當會社ニ於テ催告チナス場合ニハ管轄區裁判所ノ登記事項ヲ廣告スル新聞紙ヲ以テ之ヲ爲スコトアルヘシ
- 九、本約條ニ記載セサル事ハ總テ當會社營業規則ニ據ル

昭 和 倉 庫 株 式 會 社

賣 買 讓 渡

此證券之貨物
下候也
昭和 年 月 日
殿又ハ其指圖人へ御渡可被

此證券之貨物
下候也
昭和 年 月 日
殿又ハ其指圖人へ御渡可被

此證券之貨物
下候也
昭和 年 月 日
殿又ハ其指圖人へ御渡可被

一 部 出 庫

昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	受 取 タ ル 箇 數	受 取 人 氏 名 印	供 託 金	當 會 社 認 印
前記一部出庫ニ對スル供託金合計金 本日												
昭 和 年 月 日 昭 和 倉 庫 株 式 會 社 殿 へ 支 拂 候 也												

此證券之貨物悉皆正ニ受取候也

昭和 年 月 日

三錢收入

寄託

大 林 正 樹 殿

此證券之貨物悉皆正ニ受取候也

昭和 年 月 日

(新開商業 下七〇—七二乙)

三錢收入
印紙
寄託主

大林正樹殿

第一五五五號
一タイガ一石油五百箱

記號
△箱入
保管場
深川河岸第五倉庫

數量
總量
四千貫
保管料
壹箱二付一ヶ月金七錢

平均一個
八貫
火金額
金貳千五百圓也

入庫日
昭和 年 一月 十五日
自入庫日 至出庫日
昭和火災保險株式會社

保管期間
自昭和 年 一月 十五日
至昭和 年 三月 十五日

前記之貨物券面ノ約條ニ從ヒ正ニ相預リ候寄託主又ハ同人指圖人へ本證券及第五五五號質入證券引換ニ可相渡候也
昭和 年 一月 十五日當會社ニ於テ本券ヲ作成ス

昭和倉庫株式會社
社長 大西 虎夫

預證券

約條

- 一、寄託主及預證券并ニ質入證券所持人ハ左ノ各條項ヲ約諾スルモノトス
- 一、寄託物保管中當會社ニ於テ損失ノ責ニ任スルハ雨漏窃盜紛失ノ場合ニ限ル強盜又ハ鼠喰蟲入其他抗拒スヘカラサル事由又ハ寄託物ノ性質氣候ノ變遷荷造ノ不完全等ニ因リテ生シタル損害ハ當會社其責ニ任セス
- 二、寄託物保管中腐敗變質若クハ其他ノ原因ニ依リ倉庫又ハ他ノ貨物ニ損害ヲ及ボスノ虞アルトキハ寄託主又ハ預證券所持人ニ書狀若クハ新聞紙廣告ヲ以テ寄託物處分ノ催告ヲナスヘシ此場合ニ於テ出庫又ハ其他ノ手續ヲ怠リ爲メニ倉庫又ハ他ノ貨物ニ損害ヲ生シタルトキハ寄託主又ハ預證券所持人其責ニ任スヘキハ勿論當會社ハ商法第三百八十一條ノ規定ニ從ヒ相當ノ處分ヲナスコトアルヘシ
- 三、預證券所持人ニ於テ寄託物ノ内掲シタル要件ヲ記入調印シ當會社ノ認印ヲ得テ其引渡ヲ受クルヲ得ヘシ但券及質入裏面ノ一部出庫欄内ニ掲シタル要件ヲ記入調印シ當會社ノ認印ヲ得テ其引渡ヲ受クルヲ得ヘシ但寄託物ニ對シ質權ヲ設定シタル場合ハ其内出箇數ノ平均率ニ相當スル金額ヲ當會社ニ供託スヘシ當會社ハ質入證券所持人ニ代リ辨濟トシテ之ヲ受クヘシ
- 四、寄託物ノ出入運搬ハ勿論廣告検査并ニ保存等ニ要シタル諸費用ハ總テ寄託主又ハ預證券所持人ノ負擔タルヘシ
- 五、保管期間滿了ノ後出庫セサルカ又ハ寄託繼續等ノ手續ヲ怠リタルトキハ滿期後ハ二倍ノ保管料ヲ申受ケ期限後三月ヲ經テ尙出庫セサルカ又ハ出庫スルコト能ハサルトキハ商法第三百八十一條ノ規定ニ據リ競賣其他相當ノ處分ヲナスコトアルヘシ
- 六、預證券質入證券ヲ滅失シタルトキハ其所持人ハ相當ノ擔保ヲ供シ新證券ノ交付ヲ請求スルヲ得ヘシ但舊證券ノ除權判決確定シタル後ニアラサルハ其擔保物件ハ返戻セサルモノトス
- 七、火災保險付寄託物ノ内受取ナシタルトキハ其割合ニ應シ保管金額ヲ減少スルモノトス
- 八、預證券裏面ノ一部出庫欄内ニ記入セル供託金ハ當會社ニ於テ質權者ニ代リ辨濟トシテ受取リタルモノナレハ必ス質入證券引換ニ其所持人ニ渡スヘシ
- 九、此約條ニ記載ナキ事項ハ總テ當會社ノ營業規則及商法ノ定ムル所ニ據ル

質權記入
一金貳千五百圓也
返濟期日 昭和 年 三月 十五日第一質權者
利息步合 年八分之割
昭和 年 一月 二十五日
株式會社 昭和銀行

讓	日附	讓渡人氏名印	讓受人氏名
昭和 月 年			

<p>一金</p> <p>寄託物件競賣代金精算ヲ遂ケ前記之金額質權者</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>昭和二正ニ仕拂候也</p> <p>昭和一倉庫株式會社</p>	<p>質權質讓渡</p> <p>前記之金額</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>殿又ハ其指圖人ニ御支拂可被成候也</p> <p>質權者</p>	<p>質權設定</p> <p>一金貳千五百圓也</p> <p>利息歩合 年八分之割</p> <p>右金額昭和 年三月十五日貴殿又ハ貴殿指圖人へ此證券引換ニ無相違辨濟可仕候也</p> <p>昭和 年一月二十五日 質權設定者 大 平 正 樹 (印)</p> <p>株式會社昭和銀行殿</p>	<p>質入ナキ場合</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="10">庫出部一</td> </tr> <tr> <td>昭 月 日</td> <td>昭 月 日</td> <td>昭 月 日</td> <td>昭 月 日</td> <td>昭 月 日</td> <td>昭 月 日</td> <td>昭 月 日</td> <td>昭 月 日</td> <td>昭 月 日</td> <td>昭 月 日</td> <td>昭 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										庫出部一										昭 月 日	昭 月 日	昭 月 日	昭 月 日	昭 月 日	昭 月 日	昭 月 日	昭 月 日	昭 月 日	昭 月 日	昭 月 日												<p>讓渡</p> <p>本證券ハ預證券ト共ニ貴殿ニ讓渡候也</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>殿</p>	<p>讓渡</p> <p>本證券ハ預證券ト共ニ貴殿ニ讓渡候也</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>殿</p>	<p>讓渡</p> <p>本證券ハ預證券ト共ニ貴殿ニ讓渡候也</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>殿</p>
	庫出部一																																														
昭 月 日	昭 月 日	昭 月 日	昭 月 日	昭 月 日	昭 月 日	昭 月 日	昭 月 日	昭 月 日	昭 月 日	昭 月 日																																					
<p>前記之金額正ニ請取候也</p> <p>昭和 年 月 日</p>	<p>受取タル筒數</p> <p>受取人氏名印</p> <p>當會社認印</p>																																														

寄託物件競賣代金精算ヲ遂ケ前記之金額質權者
 昭和 年 月 日
 昭和 年 月 日
 前記之金額正ニ請取候也
 昭和 年 月 日
 昭和 倉庫株式會社
 正ニ仕拂候也

(新調商業 下七〇—七一西)

質 證 入 券

第 五 五 五 號

タイガール石油五百箱

三錢收入
 印紙
 寄託者

大林正樹殿

記號	△箱入	保管料	深川河岸第五倉庫
數量	四千貫	壹箱ニ付壹ヶ月金七錢	
量一個平均	八貫	金貳千五百圓也	
入庫日	昭和 年 一月 十五日	自入庫日 至出庫日	
保管期間	自昭和 年 一月 十五日 至昭和 年 三月 十五日	昭 and 火災保險株式會社	

前記之貨物券面之約條ニ從ヒ正ニ相預リ候寄託主又ハ同人指圖人へ本證券及第五五五號預證券引換ニ可渡候也
 昭和 年 一月 十五日當會社ニ於テ本券ヲ作成ス

昭 and 倉庫株式會社
 社長 大西虎夫 印

約 條

- 寄託主及預證券并ニ質入證券所持人ハ左ノ各條項ヲ約諾スルモノトス
 一、寄託物保管中當會社ニ於テ損失ノ責ニ任スルハ雨漏窃盜紛失ノ場合ニ限ル強盜又ハ鼠喰蟲入其他抗拒スヘカラサル事由又ハ寄託物ノ性質氣候ノ變遷荷造ノ不完全等ニ因リテ生シタル損害ハ當會社其責ニ任セス
 二、寄託物保管中腐敗若クハ其他ノ原因ニ依リ倉庫又ハ他ノ貨物ニ損害ヲ及ボスノ虞アルトキハ寄託主又ハ預證券所持人ニ書狀若クハ新聞紙廣告ヲ以テ寄託物處分ノ催告ヲナスヘシ此場合ニ於テ出庫又ハ其他ノ手續ヲ怠リ爲メニ倉庫又ハ他ノ貨物ニ損害ヲ生シタルトキハ寄託主又ハ預證券所持人其責ニ任スヘキハ勿論當會社ハ商法第三百八十一條ノ規定ニ從ヒ相當ノ處分ヲナスコトアルヘシ
 三、預證券所持人ニ於テ寄託物ノ内出チナサントスルトキハ其割合ニ應スル保管料立替金并ニ費用ヲ支拂ヒ預證券及質入證券裏面ノ一部出庫欄内ニ掲載シタル要件ヲ記入調印シ當會社ノ認印ヲ得テ其引渡ヲ受ケルヲ得ヘシ但寄託物ニ對シ質權ヲ設定シタル場合ハ其ノ内出箇數ノ平均率ニ相當スル金額ヲ當會社ニ供託スヘシ當會社ハ質入證券所持人ニ代リ辨濟トシテ之ヲ受ケヘシ
 四、寄託物ノ出入運搬ハ勿論廣告檢査并ニ保存等ニ要シタル諸費用ハ總テ寄託主又ハ預證券所持人ノ負擔タルヘシ
 五、保管期間満了ノ後出庫セサルカ又ハ寄託繼續等ノ手續ヲ怠リタルトキハ滿期後ハ二倍ノ保管料ヲ申受ケ期限後三ヶ月ヲ經テ尙出庫セサルカ又ハ出庫スルコト能ハサルトキハ商法第三百八十一條ノ規定ニ依リ競賣其他相當ノ處分ヲナスコトアルヘシ
 六、預證券質入證券ヲ滅失シタルトキハ其所持人ハ相當ノ擔保ヲ供シ新證券ノ交付ヲ請求スルヲ得ヘシ但舊證券ノ除權判決確定シタル後ニアラサレハ其擔保物件ハ返戻セサルモノトス
 七、火災保險附寄託物ノ内受取チナシタルトキハ其割合ニ應シ保險金額ヲ減少スルモノトス
 八、預證券裏面ノ一部出庫欄内ニ記入セル供託金ハ當會社ニ於テ質權者ニ代リ辨濟トシテ受取リタルモノナレハ必ス質入證券引換ニ其所持人ニ渡スヘシ
 九、此約條ニ記載ナキ事項ハ總テ當會社ノ營業規則及商法ノ定ムル所ニ據ル

倉庫證券

取												讓渡欄						
昭 和 月	昭 和 月	昭 和 月	昭 和 月	昭 和 月	昭 和 月	昭 和 月	昭 和 月	昭 和 月	昭 和 月	昭 和 月	昭 和 月	日 附	昭 和 月	昭 和 月	昭 和 月	昭 和 月	昭 和 月	日 附
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	年	日	日	日	日	日	年
												受取箇數						讓渡人氏名印
												殘餘箇數						
												受取人氏名印						讓受人氏名
												當會社認印						

の上は之を營業係に報告するから其處から我等に貨物の引換證
 が貰へる。貨物の引換證たるものには倉荷證券といふ一枚きり
 のものもあれば預證券實入證券の二枚續きのものもあり又禁流
 通保管證券といふ他人に渡す事の認められないものもあれば通
 管

倉庫證券

の上は之を營業係に報告するから、其處から我等に貨物の引換證が貰へる。貨物の引換證たるものには、倉荷證券といふ一枚きりのものもあれば、預證券質入證券の二枚續きのものもあり、又禁流通保管證書といふ他人に渡す事の認められないものもあれば、通帳になつたものもある。倉荷證券は一枚で、之によつて寄託貨物を賣買することも出来、質入することも出来、簡單で便利なものである。現今日本には一番多く使はれる。預證券質入證券二枚のものは、質入證券で質入をして銀行などから金融を受けておき、他方預證券を使つて之が譲渡をすることも出来、運用が甚だ巧妙に出来てゐるが、手續が複雑なため餘り日本では歡迎されない。

出庫する場合には右の引換書類を營業係に差出し、全部又は一部の出庫を申出で、保管料を拂ひ、出庫指圖書の交付を受け、之を倉庫現場に持参し、現場から貨物の受取をすれば良い。

出庫手續

欄 取

昭和 月 日	昭和 月 日	昭和 月 日	昭和 月 日	昭和 月 日	昭和 月 日	昭和 月 日	昭和 月 日	昭和 月 日

開港場と開市場
税關

第四章 税關の意義及組織

外國貿易に於ける船舶や貨物の出入する海港を開港場といひ外國貨物の出入する陸接國境の商市を開市場といふ。税關といふのは此の開港場又は開市場にあつて輸出入の船舶や貨物の監督をしたり之等から税金を徴したりする役所である。世の中が進み商業交通が世界的となり船舶貨物の出入が益々頻繁になるに伴れ此の税關の重要さも益々増すものである。

我が國內地に於ては之が横濱神戸大阪長崎門司函館の六税關區域に分割されて右の各場所に税關が置かれその區内の要所には更に税關支署税關出張所税關支署出張所税關監視署等が設けられてゐる。一税關には其の事務を取扱ふ爲に税關長官房總務課検査課會計課監視部の五課部があり事務官關稅官鑑査官技師事務官補監視鑑査官補監吏技手の職員が之にたづさはつてゐる。

保險倉庫と保稅工場

有税品・免税品・無税品

輸入手續

税關は又其事務の遂行上保稅倉庫保稅工場等の監督をも行つてゐる。保稅倉庫については既に述べた。保稅工場といふのは外國貨物に加工したり之を原料として製造をしたり又は之の改装仕分其の他の手入をする工場であつて一箇年を限り輸入税未納の外國貨物をこゝに藏置することが出來加工貿易業者には極めて便利なものである。

第五章 貨物の輸出入手續

輸出入せられる貨物は之を關稅のかゝるかかゝらないかによつて有税品・免税品・無税品に分けることが出来る。無税品中にはホツブ・大黃・セメンシナ・亞麻・石墨・燐寸・軸木・チーク等の様に國內に産しない物又は我が國の産業の爲に必要な物があり免税品は皇室御料品軍用品博覽會出品物等の特別な物である。貨物を輸入するには先づ船長から税關へ積荷目録の提出され

輸出手續

るのを待ち、然る後、税関指定の場所に貨物を陸揚し、通関手續を履まねばならぬ。即ち積載船舶の名稱、國籍、貨物の仕入地、積出地、産出地又は製造地、記號番號、品名、箇數、數量、價格等を記入した輸入申告書を作り、之に外國の賣出人の作つた仕入書を添へ、税関の申告書受附係に差出さねばならぬ。税関は之と積荷目録とを較べて、一定の検査をし、有税品ならば税額を算出し、納税告知書を作り、之を申告者に交付するから、申告者は之により、日本銀行出張所に納税を行ひ、其の領收書を税関に提出する。税関は之によつて輸入免狀を下付するから、申告者は之によつて貨物の引取をし、税関の構外に運び出せば良い。

貨物の輸出は輸入に比べ、納税の煩が無いから、比較的簡單である。即ち輸出申告書を提出し、税関から輸出免狀を受け、それから貨物の船積を行へば良い。

積載船名 “長汀丸” 入港年月日 昭和 年 9 月 9 日
 Name of Vessel. Date of Arrival.
 船舶國籍 日 本 検査申請年月日時 昭和 年 9 月 11 日
 Flag. Date of Application.

船荷證 券番號 No. of B/L.	積出地 Place of Shipment.	仕入地 Place of Purchase.	産出地又ハ製造地 Place of Production or Manufacture.	記號番號 Marks and Numbers.	包裝ノ種 Numb Deser of Pac
1 555	シドニイ	シドニイ	濠太利	F 1/200	200
2					
3					
4					

申告者 小林俊樹 國籍 日 本
 Declarant. Nationality.

申告年月日 昭和 年 9 月 11 日 住 所 東京府下田端六三〇
 Date. Address.

輸入申告書 DECLARATION FOR IMPORTATION

入港年月日 昭和 年 9 月 9 日
Date of Arrival.

申告番號 _____

検査申請年月日時 昭和 年 9 月 11 日

受付年月日時 _____

告知番號 _____

产地 of Case.	产地又ハ製造地 Place of Production or Manufacture.	記號番號 Marks and Numbers.	包裝ノ種類及箇數 Number and Description of Packages.	品名 Name of Articles.	重 數 Quantity.	價 格 Value.	鑑 定 價	稅 目 番 號	稅 率	稅 額
	ニイ 濠太利	F 1/200	200 俵	羊 毛	55,400 斤	¥ 26,500.00	円			円

國 籍 Nationality. 日 本	一個ノ重量	備 考 Remarks. 仕入書付	製産原地證明書 承認欄	總 務 課 檢 査 課	調 定 額 円 年 月 日調定
住 所 Address. 東京府下田端六三〇					

(新海關下七四一七五號)

輸入申告書 DECLARATION FOR IMPORTATION


積載船名 “長汀丸” 入港年月日 昭和 年 9 月 9 日
Name of Vessel. Date of Arrival.

船舶国籍 日本 検査申請年月日時 昭和 年 9 月 11 日
Flag. Date of Application for Inspection.

申告番號

受付年月日時

告知番號

船荷證 No. of B/L	積出地 Place of Shipment.	仕入地 Place of Purchase.	産出地又ハ製造地 Place of Production or Manufacture.	記號番號 Marks and Numbers.	包裝ノ種類及筒數 Number and Description of Packages.	品名 Name of Articles.	重 數 Quantity.	價 格 Value.	鑑 定 價	税 目 番 號	税 率
1 555	シドニイ	シドニイ	濠太利	 1/200	200 俵	羊 毛	55,400 斤	¥ 26,500.00			
2											
3											
4											

申告者 小林俊樹 國籍 日本
Declarant. Nationality.

申告年月日 昭和 年 9 月 11 日 住 所 東京府下田端六三〇
Date. Address.

一個ノ重量

備 考

Remarks.

仕入書付

製産原地證明書
承認欄

總務課

調

検査課

年

1	2	3	4
乙 號 統 計			

一 申告書ハ黒インキヲ以テ讀
 ミ易キ様記入スヘシ
 一 品名ハ輸入税表ノ區別ニ依
 リ詳細ニ記入スヘシ
 雜貨又ハ商品ト云フカ如キ
 汎稱ヲ用ユヘカラス
 一 價格ハ輸入港ニ到着シタル
 時ノ價格ナルヲ要ス
 一 關稅定率法第八條第一號ノ
 物品ナルトキハ輸入ノ目的
 加工ノ種類及加工者氏名ヲ
 備考欄内ニ記入スヘシ
 一 關稅定率法第八條第二號乃
 至第七號及第十號ノ物品ナ
 ルトキハ輸入ノ目的及輸出
 港ヲ備考欄内ニ記入スヘシ

INSTRUCTIONS.

- I.—The declarant shall present the Invoice of the declared specifications, if any.
- II.—In order to enjoy the benefit of Conventional tariff, the Certificate of Origin.
- III.—The declaration shall be written with black ink readable.
- IV.—Name of articles shall be described in accordance with Import Tariff. No general names, such as sundries allowed.
- V.—Value of articles shall be value at the time of arrival at
- VI.—In case of importing articles mentioned in No. I. of Artiff Law, the purpose of importation, the kind of addition of artist, shall be mentioned in the column of Remarks
- VII.—In case of importing articles mentioned in No. 2 to 7 X. of Customs Tariff Law, the purpose of importation portation shall be mentioned in the column of Remarks

輸入申告心得

- 一 申告書ニハ仕入書ヲ添付スヘシ又仕譯書アルモノハ成ルヘク差出スヘシ
- 一 協定税率ノ利益ヲ受ケントスル者ハ製産原地證明書ヲ添付スヘシ
- 一 申告書ハ黒インキヲ以テ讀ミ易キ様記入スヘシ
- 一 品名ハ輸入税表ノ區別ニ依リ詳細ニ記入スヘシ
- 一 雜貨又ハ商品ト云フカ如キ汎稱ヲ用ユヘカラス
- 一 價格ハ輸入港ニ到着シタル時ノ價格ナルヲ要ス
- 一 關稅定率法第八條第一號ノ物品ナルトキハ輸入ノ目的加工ノ種類及加工者氏名ヲ備考欄内ニ記入スヘシ
- 一 關稅定率法第八條第二號乃至第七號及第十號ノ物品ナルトキハ輸入ノ目的及輸出港ヲ備考欄内ニ記入スヘシ

INSTRUCTIONS.

- I.—The declarant shall present the Invoice of the declared goods, together with the specifications, if any.
- II.—In order to enjoy the benefit of Conventional tariff, the declarant shall present Certificate of Origin.
- III.—The declaration shall be written with black ink readably.
- IV.—Name of articles shall be described in accordance with the requirements of the Import Tariff. No general names, such as sundries or merchandise shall be allowed.
- V.—Value of articles shall be value at the time of arrival at the Port of Importation.
- VI.—In case of importing articles mentioned in No. I. of Art. VIII. of Customs Tariff Law, the purpose of importation, the kind of additional works and the name of artist, shall be mentioned in the column of Remarks.
- VII.—In case of importing articles mentioned in No. 2 to 7 of Art. VIII. and Art. X. of Customs Tariff Law, the purpose of importation and the port of re-exportation shall be mentioned in the column of Remarks.

2	3	4

輸入免狀 IMPORT PERMIT

申告番號 333
告知番號 555

積載船名 “長汀丸”
Name of Vessel

昭和 年 6 月 13 日

橫濱稅關

定指

	記號番號 Marks and Numbers.	包裝ノ種類及箇數 Number and Description of Packages.	品名 Names of Articles.	數量 Quantity.	稅目番號 Tariff No.	一個ノ重量 Weight of One Package.
1	F 1/200	200 俵	羊 毛	55,400 斤	74 番	277 斤
2						
3						
4						

申告者 Declarant. 小林俊樹

(新制商業 下七四—七五乙)

乙號統計

輸

1

申告番號.....

輸出申告書 DECLARATON FOR EXPORTATION

積載船名 “長汀丸”
Name of Vessel.....

船舶國籍 日 本
Flag.....

檢査申請年月日時 昭和 年9月15日

受付年月日時.....

仕向港 Port of Destination.	仕向地 Place of Final Destination.	記號番號 Marks and Numbers.	包裝ノ種類及箇數 Number and Description of Packages.	品名 Name of Articles.	數量 Quantity.	價 Value.	
						原價 Original Value.	諸費 Charges.
1 倫 敦	倫 敦	F 1/20	20箱	羽 二 重	252貫	40,644 00	1,587 00
2							
3							
4							
5							
6							

申告者 小林俊樹 印
Declarant.....

國 籍 日 本
Nationality.....

申告年月日 昭和 年9月15日
Date.....

住 所 東京府下田端六三〇
Address.....

備 考
Remarks.....

一定の方法

取引の種類

清算市場に於ける取引

引時間が定められておるのをいひ、一定の物件とは、取引所によつて取引商品が限定されておることをいふ。

取引所で取引される商品には、有價證券普通商品があり、之により、取引所にも株式取引所と商品取引所の二別がある。商品取引所の中には、更に米穀を取引する米穀取引所、砂糖を取引する砂糖取引所、大豆を取引する大豆取引所、棉花綿糸綿布を取引する三品取引所等、取引物件により種々の細別がある。

一定の方法については次章に述べる。

第二章 取引所に於ける取引

第一節 取引の種類

取引所に於ける取引を大別すると、清算市場に於ける取引と、實物市場に於ける取引との二つになる。

清算市場に於ける取引即ち清算取引といふのは、定期取引とも

長期清算取引

短期清算取引

實物市場に於ける取引

云はれるものであつて、取引の履行について一定の期限があつて其の期限の前に、一度買ったものでも更に轉賣し、一度賣つたものでも更に買戻せば、只其の價格の差金を清算し、此の受渡さへすれば取引の決済の出来る様な仕組となつてゐる取引である。清算取引の中には、更に長期清算取引短期清算取引の區別がある。長期清算取引は、取引の約定の時から期限までが長期に渉る清算取引であり、有價證券の三箇月期限、米・小麥・大豆等の三箇月期限、大豆粕等の五箇月期限、蠶糸・青豌豆等の六箇月期限、棉花綿糸布の十二箇月期限の取引などすべて此の長期清算取引に屬する。短期清算取引は之に反し、約定の時から期限までが一週間以内の短期限の清算取引である。

實物市場に於ける取引即ち實物取引といふのは、其の期限の有無や、長短に拘はらず、差金の受渡によつて取引の決済をすることが認められず、必ず目的の實物を受渡さねばならぬ取引である。

一般取引員
短期取引員
實物取引員
國債取引員

立會
前場と後場

節

實物取引の中にも亦、普通實物取引、國債取引の區別がある。國債取引といふのは國債、地方債、社債、外國々債の實物取引を特にかく名付けたのである。

取引員中、長期清算取引、短期清算取引、實物取引、國債取引の四種全部の取引を取扱ふ者を一般取引員といひ、短期清算取引以下三種の取引を取扱ふ者を短期取引員、實物取引のみ取扱ふを實物取引員、國債取引のみを專業とする者を國債取引員といふ。

第二節 立會

會員又は取引員が取引所で行ふところの賣買を立會といふ。立會は午前と午後の二回に行はれ、午前の立會を前場又は本場といひ、午後ものを後場といふ。商品取引の場合には此の場を更に幾つかの節に分け、場の最初の節を寄付といひ、最後のものを大引といふ。従つて各立會の結果現はれる相場には、本場寄付相場

立會の方法

同第何節相場後場第何節相場、同大引相場等の種類が生ずる。

立會の方法には相對

賣買、入札賣買、糶糶賣買

競賣買の四種がある。

此の中競賣買は清算取引を行ふ爲に甚だ重要なものであつて、賣方と買方とが各々一團となり、取引所で定まつてゐる順序に従つて、賣買の物件を一つ毎に、順次其の直段を競ひ合ひ取引を行ふものである。競賣買が成立すれば、役員は迅速に賣買物件の數量、直段引渡期、日賣買者の名前を場帳又は庭場といはれるものに記入し、更に後に之を適當の帳簿に淨書轉記し、後日の受渡のときの参照に宛てるのである。

○立會時間

○東京株式取引所	
本場	後場
自午前九時	自午後一時
至午前十一時三十分	至午後四時
○横濱取引所生絲立會	
本場	後場
第一節午前九時十分	第一節午後一時四十分
第二節午前十一時三十分	第二節午後三時三十分

其他の證據

尙此の外取引所には割増證據金豫納證據金等の制もあり、取引履行の安全が期せられてゐる。

第四節 清算及受渡

清算及受渡

清算取引に於ては一度賣つたものも之を再び買戻し、一度買つたものも復之を轉賣すれば、計算は只その賣買の差金の受授をすれば良い事が認められてゐる。かくの如く實物の受授をせず、差金だけの受授で、取引の決済を行ふことを清算といふ。全部轉賣又は買戻しをしないときには、その端數だけは實物の受授をしなければならぬ。之を受渡といふ。實物取引の決済はすべて受授を要する。

受渡

取引所に於ける受渡には證券受渡と物産受渡との二つがある。證券受渡は銘柄によつて、之を行つて比較的簡單であるが、物産受渡は品質數量の査定及之に附帶して産地産出年度受渡場所荷造

取引所の效用

運搬等の事項があり、加ふるに數量が概ね大であるから、比較的煩雜である。

第三章 取引所の效用

取引所の效用として擧げる事項は甚だ多い。先づ取引所は現今存在する市場の中で、最も**完然な市場**としての設備制度監督をもつてゐるから、此所に於て世の取引は最も自由に、迅速に、安全に、且つ廉價に行はれ、世の需要と供給は此所に適合の場所を見出すのである。**有價證券の市場**としては、其の集散を容易にする關係上、世人の投資とか新企業の樹立とかには大いに役立つ。

又取引所で成立する相場は**公定相場**として、大いに世に指導的の役目を果し、世上一般の賣買直段財産の評價直段の決定上に役立つ。其の相場の上下は又世の中の生活方法にも常に教へる所が多い。

取引所の弊害

其他、會員又は取引員は常に正確な市況の豫測を行ひ、物價が上る様であれば直ちに買ふ様にし、下る様なれば賣る様にす。故相場場の變動にも激變が無くなる。又製造業者は取引所を利用して掛繋取引等も行ひ、原料を購入すると共に他方之を取引所に賣繋いておき、原料の下落による損害を免れることも出来る。

然し取引所にも亦之に伴ふ弊害がある。會員又は取引員が市況の豫測を誤ることによつて生ずる相場場の攪亂が之である。其他取引所本來の弊害とは言へないが、之に附隨するものとして、流言蜚語の傳播、買占、賣崩等の操縱、射利心への誘惑、取引所附近に行はれる相場賭博等の弊害もある。制度、取締、各自の自覺等によつて之等は根絶やすうにし度いものである。

第八編 補論

第一章 商人の種類

商人といふのは人である。法律上權利能力を持つ人として認められるものに、自然人と法人との二つがある。従つて商人にも自然人商人と法人商人との二別があるわけである。以下この別に従つて商人の種類を説かう。

第一節 個人商人

自然人商人といふのは自然人で商人たるものである。自然人とは權利能力を有する、所謂生命のある人間のことである。自然人商人は次に述べる法人商人と違ひ、單獨の一個人である。従つて又單獨商人、一個人商人、個人商人等ともいはれる。

自然人商人と法人商人

自然人商人

個人商人の長短

個人商人の長所は(一)業務に忠實であること(二)獨裁で事をするから事務の進行が迅速であること(三)業務の秘密が守られること等にあり、短所は(一)資力信用技能等に限りのあること(二)獨裁で事を處するから過失のあること(三)危険な仕事は有利なことが分つて居り乍ら營み難いこと等にある。従つて個人商人としては比較的少資本で出來、而かも果斷迅速を生命とする小賣業仲立業等が適するのである。

第二節 會社

法人商人

法人商人といふのは法人で商人たるものである。法人とは自然人又は財産が集まつて法律上一個の人と認められるものをいふ。法人商人は又會社商人ともいはれる。

會社商人の長短

會社商人の長所とする所、短所とするところは、個人商人のそれと反對である。従つて會社商人としては、大資本を要し、事業の完

會社の種類

成、収益等に長年月を要し、利益はあるが比較的危険性を帯びる所の運送業、倉庫業、銀行業、信託業、保險業等に適する。

會社には合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社の四種がある。以下之を説明しよう。

合名會社

合資會社

合名會社といふのは資本も出し、自らも働き、而かも無限の責任を負ふ人々から成る會社であり、合資會社といふのは資本を出すと共に、自らも働き、無限の責任を負ふ者と、自分の出した財産を限り、責任を負ふ有限責任の者から成り立つてある會社である。

株式會社

株式會社といふのは、全部が有限責任の株主から成る會社である。會社には資本金が一定せられ、之が讓渡も自由であり、責任も有限である株式といふものに分割せられ、株主がこの株式を幾つかづ、持つのである。株式の證據になる證文を株券といふ。株式會社の事務は株主總會、取締役、監査役の三つの機關によつて執行される。此の中株主總會は會社の仕事を決めるものであり、取

株式會社の機關

株式合資會社

締役は之を行ふものであり、監査役は之を監督するものである。最後に株式合資會社といふのは、仕事をする無限責任の者と、讓渡の自由な株を持つ有限責任の者とから成り立つてゐる會社である。

第三節 組合

組合

個人商人や會社商人以外に尙商業を營むものとして、組合といふものがある。組合を分けて當座組合、匿名組合、産業組合の三とする。

當座組合

當座組合といふのは、數人の商人が聯合して金を出し合ひ、成り立つ組合であり、有利な商賣が見付かり乍ら資本が少い様な場合作られるものである。又匿名組合といふのは匿名で出資をする者と、名義を出して事務を執る者とから成り立つ組合で、金はあるがあまり名を出さずに事業をしたい者が一方にあり、大いに事業

匿名組合

産業組合

はやり度いが資金に苦んでゐる者が他方にある様な場合、兩者の提携によつて作られるものである。

産業組合はお互に協同し、連帶し、力を合せて、營利、生産、消費のこゝとを行ふために組織せられる組合であり、前述の二つの組合が法人の資格を認められないのに反し、之は法人たる資格を持つものである。中に更に信用組合、販賣組合、購買組合、利用組合の四種がある。信用組合は産業に必要な資本を貸したり、貯金の便宜を圖つたりするものであり、販賣組合は組合員の製品をそのまま、又は加工して賣るものである。又購買組合は産業や生活に必要な物品を買ふものであり、利用組合は組合員の産業に必要な機械や工具を具へて共同利用を圖る組合である。

- 産業組合聯合會
- 中央會
- 産業組合中央會
- 中央會
- 産業組合中央會
- 中央會
- 産業組合中央會
- 中央會

産業組合は往々二つ以上組合せられて、信用購買組合とか、利用販賣組合とかせられることもある。又組合は聯合して、産業組合聯合會を作り、中央には産業組合中央會、金融機關としては産業組

合中央金庫等を持つてゐるのである。

第二章 商業の經理

商業の經理

商業を經理して行く上に考へなければならぬ事項には、資本商號營業所營業用機器商業使用人廣告等がある。之等に就いては既に上巻に於て大體の説明をしたのであるが、更に之を以下經理といふ立場から述べて見よう。

企業の金融

凡そ商賣をするには何商賣にせよ元手が要るものである。此の元手、即ち資本を得るには、大體次の五つの方法がある。即ち(一)自分の貯金を下ろすこと、(二)自分の財産を賣つて金にすること、(三)他から借入れること、(四)組合を作ること、(五)會社を設立すること、此の五つの方法がある。此の中で初めの四つは説明するまでもなからうから、最後の會社特に株式會社の設立について少しく述べよう。

株式會社の設立

公募の方式

株式會社の設立方式には發起設立と募集設立との二つがある。發起設立といふのは七名以上の發起人が株式を全部引受けて設立するものであり、募集設立といふのは、發起人が株式の全部を引受けず、其一部を廣く一般に募集して設立するものである。後の株式公募の方式にも亦直接募集と間接募集との二種がある。前者は發起人自らが親戚や知己を頼り、或は新聞雜誌に廣告して直接募集するものであり、後者は、間接に(イ)個人金融業者(ロ)金融會社(ハ)商業銀行(ニ)證券銀行(ホ)動産銀行(ヘ)銀行引受團(ト)信託會社(チ)株式現物團(リ)工業會社(ヌ)専門金融會社(ル)放資會社等の仲介機關を通して募集するものである。我等は株式會社設立に方つては先づ之等につき慎重に熟慮することが必要である。

商號營業所營業用機器

商號は既述の如く商人の商賣上の名前である。成る可く呼び易い覚え易いものを選び、決定した上は之を登記して其の專用權を得なければならぬ。營業所營業用機器については既に上巻で

商業使用人

詳細に述べたが一言で之を盡せば、成る可く商賣の能率の上るやうに注意すべきである。

商業使用人は商人の手足となつて働く者で、其の成績の如何は商賣に大影響のあるものである。さればその選任に方つては充分に其の健康、性質、學術、技藝、經驗、手腕、家庭の事情等を調査することが必要であり、一旦雇入の上は、適材を適所に用ひ、監督指導宜しきを得、事務能率を上げるやうに注意することが必要である。待遇法については、温情を以て之に接し、給料を厚くし、賞罰を公平にし、衛生的設備をし、舍宅を與へ、教育を授け、兼ねて又積立金、保險、退職給與金等後々の事まで考へてやる様にしなければならぬ。

廣告

廣告に就いては既に述べた。之亦一言を以て言へば、能率を上げる様な廣告を正々堂々と行ふ様に心掛く可きである。

第三章 商業助成機關

商業助成機關

商業の利益を進め、弊害を少くし、其の健全な發達を圖るために種々の商業助成機關がある。商工會議所、商業興信所、計理士同業組合、商品検査所、商品陳列所、博覽會等之である。

商工會議所

商工會議所は一定地域内の商工業者が商工業の改善發達を圖るため、相集つて組織する法人であつて、種々の調査統計の事務を行ひ、又商品の産地價格の證明、鑑定等を行ふものである。

商業興信所

商業興信所は商工業者の人格、資産營業の状態、市況等を報知する機關であつて、商工業社會の信用、不信用を明らかにし、取引の便利安全を圖るものである。我國には東京興信所と、大阪の商業興信所との二つの大きなものがある。

計理士

計理士は商工業者の依頼に應じて、會計に關する検査、調査、鑑定、證明、計算整理又は立案をすることを業とする者で、各種企業組織の健全な成育を圖り、出資者の安全を圖るものである。我が國に於ては昭和二年、公認計理士の制が定められることになつた。

同業組合

同業組合は一定の区域内の同業者が集つて組織する團體であつて、會員の親睦を圖り、粗製濫造を戒め、不正競争を防ぎ、價格の調節を圖り等するものである。我が國には準則同業組合、重要物産同業組合、輸出組合、重要輸出品工業組合、酒造組合、水産組合、畜産組合等がある。

商品検査所

商品検査所は商品の品質等級を検査し、不正品粗悪品を防ぎ、以て商品の名聲を保ち、顧客に便を與へんとするもので、生絲検査所、花蕙検査所、植物検査所を初め、各府縣の輸出品羽二重検査所、蠶種検査所、同業組合の設立してゐるマツチ検査所、眞田検査所、織物検査所等種々のものがある。

商品陳列所

商品陳列所は廣く内外國の商品、其他之に關係ある、圖書寫眞統計などを集め、陳列し、一般の参考に供するものである。商工業者は之によつて容易に重要商品の種類生産意匠價格販路などに關する知識を得、又自分の商品の改良や販路の擴張の参考にすること

博覽會

とが出来ものである。我が國には、商工省陳列館、税關見本室、各道府縣市町村立商品陳列館、商工會議所經營の商品館、學校の商品参考館等がある。又朝鮮支那海峽植民地等の重要都市には日本國産商品陳列所等も設けられてゐる。

博覽會は一定の時日を限り、商品其の他の参考品を陳列し、一般の觀覽に供するもので、萬國博覽會、内國博覽會、府縣聯合博覽會、共進會、産業品評會、産業獎勵會、展覽會、競技會等大小種々のものがある。つて、一般文化の開發にも貢獻するものである。

新制商業教科書（改訂版）下卷終

昭和三年九月十日印刷
 昭和四年二月十三日訂正
 昭和五年九月十八日訂正
 昭和三年九月十五日發行
 昭和四年二月十八日訂正
 昭和五年九月十八日訂正

上	卷金三十二錢	定價	昭和六年
下	卷金三十一錢	定價	昭和六年
北	卷金二十七錢	定價	昭和六年
取引例	及	定價	昭和六年

不許	新商業教科書	複製
----	--------	----

(版訂改)

著者 實文館編輯所

右代表者 田村清太郎

發行者 大葉久吉

印刷者 澁谷新平

東京市日本橋區本銀町三丁目十四番地

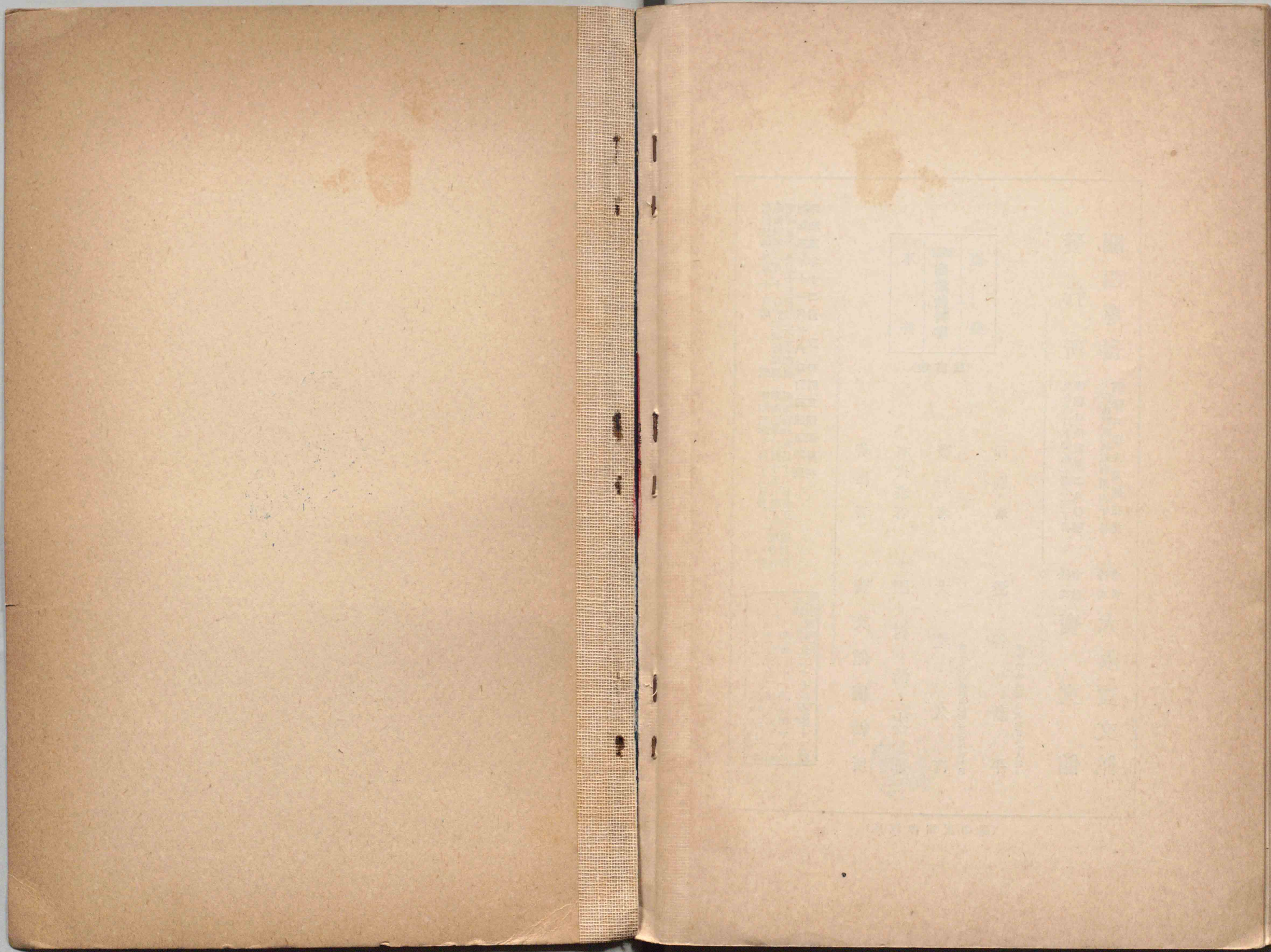
東京市牛込區山吹町百九十八番地

發行所 關西專賣

東京市日本橋區本銀町三丁目
 振替口座東京二八〇番
 大阪市西區阿波堀通四丁目
 振替口座大阪四三番

株式會社 實文館
 株式會社 大阪實文館

(刷印所刷印瀨高)





広島大学図書

2000301938

